

省庁名	厚生労働省
-----	-------

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	25年度予算額 (百万円)	24年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	24年度NPOへの実績	備考
1	重点分野雇用創出事業	継続	都道府県に造成した基金を活用し、介護、医療、農林、環境等成長分野として期待される分野における新たな雇用機会を創出する。	—	(21 年度第 2 次補正 予 算 (15,0000)、22 年度予 備 費 (10,0000)、22 年度補正予算 (10,0000)、24 年度予 備 費 80,000 の内数)	都道府県及び市区町村から委託費として支給	委託主体：都道府県及び市区町村 委託先：民間企業、NPO等	各都道府県及び市区町村によって異なる。	各都道府県及び市区町村において策定する個々の事業計画ごとに設定。	都道府県及び市区町村担当課	年度終了後に集計	資料 1 頁
2	起業支援型地域雇用創造事業	新規	都道府県に造成した基金を活用し、地域の産業・雇用振興施策に沿った分野における新たな雇用機会を創出する。	—	(24 年度補正予算 (100,000 の内数)	都道府県及び市区町村から委託費として支給	委託主体：都道府県及び市区町村 委託先：民間企業、NPO等	各都道府県及び市区町村によって異なる。	各都道府県及び市区町村において策定する個々の事業計画ごとに設定。	都道府県及び市区町村担当課	年度終了後に集計	資料 2 頁
3	雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施	継続	障害者就業・生活支援センターが、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保険、福祉、教育等の地域の関係機関と連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な実施を行う。 ○就業支援(委託費) 1箇所当たり就業支援担当者 2～6 名配置	4,634	4,346	○就業支援(委託費): 1 箇所当たり就業支援担当者 2～6 名配置	社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人で、都道府県知事が指定した法人	平成 25 年 2 月頃	各都道府県知事が実施法人を指定し、各都道府県が当該法人を厚生労働省に推薦する。	厚生労働省職業安定局 高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課地域就労支援室 TEL : 03-5253-1111 (内線 5832)	27 件 302 百万円	資料 3 頁 「24 年度 NPO への実績」欄には、平成 23 年度の委託契約時の NPO 法人への委託件数及び委託額を記載している。

4	障害者就業・生活支援センター事業 (生活支援等事業)	継続	就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などによる生活面の支援などを実施する。	812	1,054	1/2	都道府県 (都道府県知事が指定したNPO法人等への委託可)	各都道府県によって異なる。	各都道府県によって異なる。	各都道府県担当課	—	資料3頁
5	社会福祉施設等施設整備費補助金	継続	「生活保護法」(昭和25年法律第144号)、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)、「障害者自立支援法」(平成17年法律第123号)等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。	6,100	5,200	1/2	都道府県、指定都市、中核市	各都道府県及び市区町村によって異なる。	各都道府県及び市区町村によって異なる。	各都道府県及び市区町村担当課	39団体 583百万円	資料4頁
6	自殺防止対策事業	継続	自殺対策に取り組む民間ボランティア団体の活動に対し、財政支援する。	104	136	定額	厚生労働省	例年12月～1月に公募	各都道府県経由で申請	各都道府県(自殺対策担当部署)	9団体 32百万円	資料5頁
7	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進	継続	都道府県が行う公共職業訓練(離職者に対する訓練)について、公共職業能力開発施設で行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等への委託訓練を実施する。	(31,750の内数)	(33,174の内数)	委託費については、訓練コース、期間、受講者数等によってそれぞれ異なる。 ※標準的な委託単価については、1人1ヶ月当たり約6万円	委託先:専修学校・各種学校、大学・大学院事業主、NPO等 実施主体:都道府県	各都道府県によって異なる。	都道府県が実施する委託先の募集に応募する。	都道府県担当課	—	資料6頁

8	障害者の態様に 応じた多様な委託 訓練の実施	継続	民間教育訓練機関等多様な委託先を活用することにより、個々の障害者の態様に対応した委託訓練を実施する。	(1,345 の内数)	(1,499 の内数)	委託費については、訓練コース、期間、受講者数等によってそれぞれ異なる。 ※標準的な委託単価については、1 人 1 ヶ月当たり約 6 万円	委託先：企業、社会福祉法人、事業主、NPO 等 実施主体：都道府県	各都道府県によって異なる。	都道府県が実施する委託先の募集に応募する。	都道府県担当課	—	資料 7 頁
9	求職者支援制度	継続	民間教育訓練機関等を活用して、雇用保険を受給できない求職者に対して、就職に必要な技能と知識の向上を図る訓練を実施する	(68, 024 の内数)	(147, 925 の内数)	訓練の受講者 1 人につき 5 万～7 万円	実施機関：専修学校・各種学校、大学・大学院、事業主、NPO 等 実施主体：都道府県労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	原則として四半期ごとに受け付けている(時期は都道府県によって異なる。)	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県センターに認定申請書等を提出する。	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県職業訓練支援センター	—	資料 8 頁
10	地域若者サポートステーション事業	継続 (一部新規)	ニート等の若者の職業的自立を支援するため、地方自治体との協働により、各地域において若者自立支援のための関係機関のネットワークを構築の上、キャリア・コンサルタント等による専門相談、就職プログラム等の総合的な支援を実施。 また、学校との連携を構築し、中退者、在学生支援を実施するとともに、新たに、合宿形式を含む生活面のサポートと職場実習を集中的に行う「若年無業者等集中訓練プログラム事業」を実施。	(※1)	1,956 (当初予算)	定額補助	民間団体	平成 25 年 1 月 16 日～2 月 18 日	地方公共団体の推薦書を添付した企画書を提出する。	厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室	76 件 1,312 百万円(※2)	資料 9 頁 (※1)平成 24 年度補正予算で基金に 60 億円積み増し。 (※2)実績は、委託契約時の委託件数、委託額。

11	キャリア教育専門人材養成事業	継続	労働行政としてこれまで培ってきたキャリア・コンサルティングの専門性を活かし、発達課題に応じた実践的なキャリア教育をサポート・推進する専門人材を養成するための研修を実施	25	14	委託費の上限額内で交付	民間団体等	平成25年2月7日～3月4日	企画書の提出	厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室	1件 14百万円(※)	資料10頁 (※)実績は委託契約額
12	乳児家庭全戸訪問事業	継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。	(安心こども基金(平成24年度一次補正までの積み立て額684,200)の内数)	(30,700の内数)	定額(1/2相当)	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる。	各市区町村によって異なる。	各市区町村担当課	-	資料11頁 NPO助成額については、自治体に対し、他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。
13	養育支援訪問事業	継続	養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業。	(安心こども基金(平成24年度一次補正までの積み立て額684,200)の内数)	(30,700の内数)	定額(1/2相当)	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる。	各市区町村によって異なる。	各市区町村担当課	-	資料12頁 NPO助成額については、自治体に対し、他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。
14	地域子育て支援拠点事業	継続	地域において子育て支援拠点を身近な場所に設置し、子育て親子の交流促進や子育て等に関する相談の実施等を行う。	(安心こども基金(平成24年度一次補正までの積み立て額684,200)の内数)	(30,700)の内数	1/2	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる。	各市区町村によって異なる。	各市区町村担当課	-	資料13頁 NPO助成額については、自治体に対し、他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。
15	一時預かり事業(地域密着型)	継続	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。	(安心こども基金(平成24年度一次補正までの積み立て額684,200)の内数)	(30,700)の内数	1/2	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる。	各市区町村によって異なる。	各市区町村担当課	-	資料14頁 NPO助成額については、自治体に対し、他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。

16	地域保育・子育て支援モデル事業	継続	市町村内における地域的な需給不均衡について、小規模かつ多機能な保育事業を実施し、地域の保育ニーズにきめ細かく対応する。	(安心こども基金(平成24年度一次補正までの積み立て額684,200)の内数)	(安心こども基金(平成23年度四次補正までの積み立て額503,100)の内数)	定額(1/2相当)	市区町村(NPO法人等への委託可)	各市区町村によって異なる。	各市区町村によって異なる。	各市区町村担当課	—	資料 15 頁 NPO助成額については、自治体に対し、他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。
17	放課後児童健全育成事業	継続	児童館や学校の余裕教室、公民館などに放課後児童クラブを設置し、共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。	(28,674 の内数)	(27,801 の内数)	1/3	市町村、社会福祉法人、NPO法人等	各市町村によって異なる	各市町村によって異なる	各市町村担当者	—	資料 17 頁 NPO助成実績については、自治体に対し他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。
18	子育て支援サービス事業費等	継続	民間企業や子育てNPO等が、児童福祉法に規定する「放課後児童健全育成事業」を実施するための施設や、子育て親子の交流・相談支援事業を行う際に必要な整備費等を助成する。	(225 の内数)	(301 の内数)	定額	(財)こども未来財団	各事業、開催時期によって異なる((財)こども未来財団のHPを参照のこと)	各事業、開催時期によって異なる((財)こども未来財団のHPを参照のこと)	(財)こども未来財団事業振興課 03-5510-1832	—	資料 18 頁 NPO助成実績については、(財)こども未来財団対し他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。
19	ボランティア育成支援等事業費	継続	子育てサークルリーダーや子育てNPO指導者等の育成と資質の向上を図るための研修等を開催し、地域における多様な子育て支援活動の展開を図る。	(82 の内数)	(130 の内数)	定額	(財)こども未来財団	各事業、開催時期によって異なる((財)こども未来財団のHPを参照のこと)	各事業、開催時期によって異なる((財)こども未来財団のHPを参照のこと)	(財)こども未来財団研修調査課 03-5510-1832	—	資料 19 頁 NPO助成実績については、(財)こども未来財団対し他の事業と一体的に交付されることから把握が困難である。

20	がん検診従事者研修事業	継続	見落としの少ない、精度の高い乳がん検診を実施するため、乳がん検診に必要なマンモグラフィ機器の読影医師・撮影技師に対する研修を実施。	(31 の内数)	(39 の内数)	1/2	都道府県、公益法人、NPO法人	平成 24 年度末～25 年度当初に都道府県を通じて実施計画書の提出を依頼	実施計画書を平成 25 年 6 月頃までに国に提出	厚生労働省健康局がん対策・健康増進課 03-5253-1111（内線 4604）	1 件 2 百万円	資料 20 頁 24 年度NPOへの実績の欄には、平成 24 年度補助金交付決定件数及び交付決定額を記載している。
21	がん臨床試験基盤整備事業	継続	臨床研究コーディネーターやデータマネージャーを雇用し、質の高い研究者主導臨床試験の実施基盤の整備・強化を行う。	100	150	定額 (10/10)	NPO法人等	平成 25 年 3 月以降公募予定	公募により事業計画書の提出を求める	厚生労働省健康局がん対策・健康増進課 03-5253-1111（内線 4604）	5 件 150 百万円	資料 21 頁 24 年度NPOへの実績の欄には、平成 24 年度補助金交付決定件数及び交付決定額を記載している。
22	HIV 感染者等のNGO等への支援事業	継続	HIV感染者等で構成されるNPO等による活動を支援し、効果的で当事者性のあるHIV感染予防の普及啓発や患者支援を図る。	(139 の内数)	(153 の内数)	定額 (10/10)	公益法人、NPO法人等	平成 25 年 3 月 12 日企画書提出期限	公募により企画書の提出	厚生労働省健康局疾病対策課 03-5253-1111（内線 2358）	4 件	資料 22 頁 公益法人、NPO法人等を対象に企画競争を実施
23	地域の健康増進活動支援事業	名称変更	地域において健康づくりに取り組む公益法人・NPO法人等の活動を支援することにより、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備する。	(80 の内数)	(90 の内数)	定額 (10/10)	公益法人、NPO法人等	平成 25 年 3 月頃	公募により事業計画書の提出	健康局がん対策・健康増進課 03-5253-1111（内線 2396）	実績無し	資料 23 頁 昨年度まで実施してきた「実践的な予防活動支援事業」の名称を今年度より変更

24	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	継続	施設内保育施設の整備、市町村における先進的な取り組み等に対する支援を行う。	(4,015 の内数)	(4,406 の内数)	定 額 (10/10)	市区町村	25 年度(当初)分について、25 年 3 月末までに提出。(予定)	管轄する都道府県を経由し、国(各地方厚生局)に提出。	各市区町村担当課	—	資料 24 頁 当該交付金は、市区町村の策定する市町村整備計画に対して交付するものであり、市区町村から NPO へ助成を行う場合がある。市区町村によって NPO への委託状況が異なるため、実績把握は困難。
25	地域介護・福祉空間整備推進交付金	継続	地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るために必要な設備やシステムに要する経費などに対し、助成を行う。	(1,110 の内数)	(1,310 の内数)	定 額 (10/10)	市区町村	25 年度(当初)分について、25 年 3 月末までに提出。(予定)	管轄する都道府県を経由し、国(各地方厚生局)に提出。	各市区町村担当課	—	資料 25 頁 当該交付金は、市区町村の策定する市町村整備計画に対して交付するものであり、市区町村から NPO へ助成を行う場合がある。市区町村によって NPO への委託状況が異なるため、実績把握は困難。
26	地域支援事業交付金	継続	要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う地域支援事業に対し交付金を交付する。 ①介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業・任意事業	(62,335 の内数)	(64,170 の内数)	① 国 25/100 都道府県 12.5/100 市町村 12.5/100 ② 国 39.5/100 都道府県 19.75/100 、市町村 19.75/100	市区町村	各市町村によって異なる。	各市町村によって異なる。	各市町村担当課	—	資料 26 頁 実施主体は市町村であるが、事業を NPO に委託している場合がある。市町村によって NPO への委託状況が異なるため、実績把握は困難。

27	樺太等残留邦人集団一時帰国事業	継続	樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援するもの。	(39の内数)	(38 の内数)	委託費の上限額内で交付	民間団体等	平成 24 年 12 月 12 日公示	公募により意思表示を求める(公募内容等の条件を満たす参加者が複数の場合は企画競争を実施)	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 (内線 3465)	1件 38 百万円	資料 27 頁 「24 年度 NPO への実績」欄には、平成 24 年度委託契約時の委託件数及び委託額を記載している。
28	中国残留邦人等地域生活支援事業	継続	地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支援を促進する事業。	(25,000 の内数)	(23,724 の内数)	10/10	都道府県及び市区町村(必要に応じて民間団体等に委託可)	各都道府県、市区町村によって異なる。	各都道府県、市区町村によって異なる。	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 (内線 3463)	—	資料 28 頁 実施主体は都道府県及び市区町村であるが、一部では、事業を NPO 法人等へ委託している。自治体によって NPO 法人等への委託状況が異なる。
29	地域生活支援推進事業	継続	全国 7ヶ所に設置している中国帰国者支援・交流センターで、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活動する NPO 法人等との連携を推進し、活動を援助する。	(8 の内数)	(8 の内数)	委託費の上限額内で交付	民間団体等	各中国帰国者支援・交流センターによって異なる。	中国帰国者支援・交流センターが実施主体を選定	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 (内線 3463)	9件 126 万円 (平成 25 年 1 月時点)	資料 29 頁 センターによって NPO 法人等への委託状況が異なる。
30	海外未送還遺骨情報収集事業	継続	海外に残存する日本人戦没者の遺骨の情報について、日本国内及び現地において情報を収集し、遺骨情報に基づいた調査を行う。	(130 の内数)	(123 の内数)	委託費の上限額内で交付	民間団体等	事業実施地域によって異なる。	企画競争による企画提案書の提出	厚生労働省社会・援護局援護企画課外事室 03-5253-1111 (内線 3478)	1件 13 百万円	資料 30 頁 「24 年度 NPO への実績」欄には、25 年 2 月末現在の実績を記載している。

31	遺骨帰還等派遣費補助事業	継続	海外等で戦没した日本人の遺骨帰還等に民間協力者が参加する際の旅費を補助する。また、民間団体等が行う慰霊友好親善事業に対し補助を行う。	(365の内数)	(365 の内数)	遺骨帰還等事業 (10/10) 慰霊巡拝事業 (1/3) 慰霊友好親善事業 (定額)	遺族及び戦友団体、民間団体等	平成 25 年 2 月 22 日 公示	公募による事業計画書の提出	厚生労働省 社会・援護局 援護企画課 外事室 03-5253-1111 (内線 4510)	2件 18 百万円	資料 31 頁 「24 年度NPOへの実績」欄には、平成 25 年2月末現在の交付決定件数及び交付決定額を記載している。
32	ひきこもり対策推進事業	継続	ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備し、また、ひきこもりサポーターを養成・派遣することで、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保する取組を推進し、ひきこもり本人の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	(25,000 の内数)	(23,700 の内数)	定額 (1/2)	都道府県、指定都市、市町村(市町村はひきこもりサポーター派遣事業に限り)	各都道府県、指定都市、市町村によって異なる。	各都道府県、指定都市によって異なる。	各都道府県、指定都市、市町村担当課	－	資料 32 頁 実施主体は左記の通りであるが、事業をNPOに委託している場合がある。 実施主体によって NPO への委託状況が異なるため、実態把握は困難
33	地域生活定着促進事業	継続	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するため、「地域生活定着支援センター」を整備し、福祉サービスにつなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して進める。	(25,000 の内数)	(23,700 の内数)	定額 (10/10)	都道府県	各都道府県によって異なる。	各都道府県によって異なる。	各都道府県担当課	－	資料 33 頁 実施主体は左記の通りであるが、事業をNPOに委託している場合がある。 実施主体によって NPO への委託状況が異なるため、実態把握は困難
34	子どもの健全育成支援事業	継続	子どものいる生活保護世帯の自立支援のために、①子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援、②子どもの進学に関する支援、③引きこもりや不登校の子どもに関する支援、等を行う。	(5,000 の内数)	(23,700 の内数)	10/10	都道府県及び市(特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。)※NPO法人等への委託可	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体における生活保護担当課	－	資料 34 頁 実施方法については、実施主体が実施しやすいように、自治体の判断にまかせているため、把握していない。

35	就労意欲喚起等支援事業	継続	就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、就労意欲の喚起を図るための支援を行う。	※	※	10/10	都道府県及び市（特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。） ※NPO法人等への委託可	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体における生活保護担当課	－	資料 36 頁 ※各都道府県に造成されている基金により、25年度まで事業を実施。 実施方法については、実施主体が実施しやすいように、自治体の判断にまかせているため、把握していない。
36	被保護者の社会的な居場所づくり支援事業	継続	被保護者の自立支援を推進するために、「新しい公共」と言われる企業、NPO、市民等と行政との協働により、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。	(5,000 の内数)	(23,700 の内数)	10/10	都道府県及び市（特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。） ※NPO法人等への委託可	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体における生活保護担当課	－	資料 37 頁 実施方法については、実施主体が実施しやすいように、自治体の判断にまかせているため、把握していない。
37	日常・社会生活及び就労自立総合支援事業	名称変更	生活保護受給者等のうち、通常の就労支援では直ちに就職には結びつきにくい方を対象に、基本的な日常生活習慣の改善支援、就職に結びつきやすい基礎技能などの習得支援、個別求人開拓等の取組を総合的に実施	(5,000 の内数)	(23,700 の内数)	10/10	都道府県及び市（特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。） ※NPO法人等への委託可	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体における生活保護担当課	－	資料 38 頁 「福祉事務所等におけるトランポリン機能の強化（仮称）」から名称変更。 実施方法については、実施主体が実施しやすいように、自治体の判断にまかせているため、把握していない。

38	居住の安定確保支援事業(仮称)	新規	賃貸住宅等への入居希望者や入居者を対象に、家賃の代理納付の活用等の入居に関する支援や見守り等の日常生活支援を実施する事業	(5,000 の内数)	—	10/10	都道府県及び市(特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。)※NPO法人等への委託可	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体における生活保護担当課	—	資料 39 頁
39	地域福祉等推進特別支援事業	継続	地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的な取組に対して支援を行う。	(25,000 の内数)	(23,700 の内数)	・国 1/2、都道府県(指定都市、市区町村)1/2 ・国 10/10	・各自治体 ・各自治体が事業実施にあたり、適当と認める団体(NPO法人等) ・国が公募するものについては、採択された法人(NPO法人等)	・各自治体によって異なる。 ・国が公募するものについては時期未定。	・各自治体によって異なる。 ・国が公募するものについては事業計画書等を国に提出。	・各自治体地域福祉担当課 ・国が公募を行うものについては、厚生労働省社会・援護局地域福祉課予算係 03-5253-1111 (内線 2857)	19 件 2.5 億円	資料 40 頁 NPOへの実績については国から直接、NPO法人に行ったものであり、自治体が行ったものについては把握が困難。
40	安心生活創造事業	統廃合	一人暮らし世帯等への見守り及び買い物支援を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心して暮らせるための支援を行う。	—	(23,700 の内数)	国 定 額 (10/10 相当)	市町村	市町村によって異なる	市町村によって異なる	各市町村の地域福祉担当課	—	資料 41 頁 NPOへの実績については、実施主体によって方法が異なるため把握は困難。
41	社会的包摂・「絆」再生事業 (ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業分)	継続	ホームレス又はホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、巡回相談、宿所の提供、生活指導等に係る事業を地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援を行う。	—	(12,000 の内数) 〔予備費〕	国 10/10	都道府県又は市区町村(一部事業は都道府県知事が適当と認める団体も含む)	各自治体によって異なる。	各自治体によって異なる。	各自治体の福祉担当課	—	資料 42 頁 NPOへの実績については、実施主体によって方法が異なるため把握は困難。

合計 (内数事業を除く)	—	—	11,775 (増減額) — (増減率%) —	12,856	—	—	—	—	—	—	—
-----------------	---	---	-------------------------------------	--------	---	---	---	---	---	---	---

重点分野雇用創出事業の積み増し(基金の1年延長)

趣旨

- 全国の雇用情勢が依然として厳しい中、経済情勢は厳しさを増しており、先行きの景気悪化が懸念されている。特に、特定の地域では、経済のグローバル化や長引く円高の影響を受けて、当該地域の雇用を支えてきた工場が撤退すること等により、大量に離職者が発生するといった状況も見られる。
- このため、重点分野雇用創出事業の基金を積み増すとともに、実施期間を延長し、失業者の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図るための事業を実施する。

【事業の規模】

4,300億円

21年度2次補正 1,500億円

22年度予備費 1,000億円

22年度補正予算 1,000億円

24年度予備費 800億円

【対象期間】 平成25年度末まで

事業の概要

◆拡充の概要；

○積み増し額：800億円

○事業実施期間の延長：平成24年度末まで → 平成25年度末まで

◆事業概要；

○ 成長分野として期待されている分野において地域の求職者に対し、新たな雇用機会を提供する

① 介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究分野

② 地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野

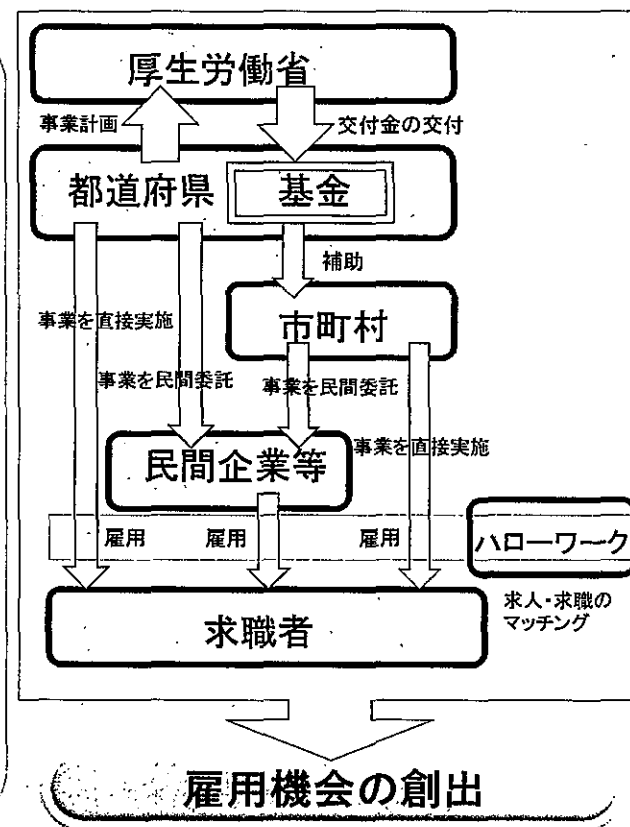
○ 都道府県又は市町村が民間企業、NPO等への委託等により実施

◆対象地域及び対象者； 全国の失業者

◆実施要件；

○ 事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は1/2以上

○ 雇用期間は1年以内(被災求職者は複数回更新可)



起業支援型地域雇用創造事業の概要

平成24年度補正額
1000億円

趣旨

- 依然として厳しい雇用情勢が続く中、景況感は更なる悪化の傾向が見られるなど景気悪化への懸念が強まっている。このような中、地域の雇用を支えていた工場の閉鎖等厳しい雇用情勢に直面する地域が増加しており、こうした地域では安定的な雇用の受け皿を創造していくことが喫緊の課題となっている。
- 特に、国際競争にさらされる産業分野においては競争の激化により工場の海外移転が進む中、地域に根ざした事業を支援することにより雇用の創出が期待できることから、「起業支援型地域雇用創造事業」を創設し、地域の雇用の受け皿の確保を図る。

事業の概要

- 地域の産業・雇用振興策に沿って、雇用創出に資する事業を民間企業、NPO等(以下「企業」)へ事業を委託し、失業者を雇い入れて実施。
- 委託先の事業者が失業者を正規労働者として継続雇用する場合には、一時金(1人当たり30万円)を支給。

【対象者・対象地域】

失業者を事業の対象とし、工場の閉鎖等により雇用情勢が著しく厳しいと都道府県が認める地域など。

【支援対象企業】

起業後10年以内の企業(※1)であって、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業(※2)。なお、選定に当たっては、有識者の意見を聴取する。

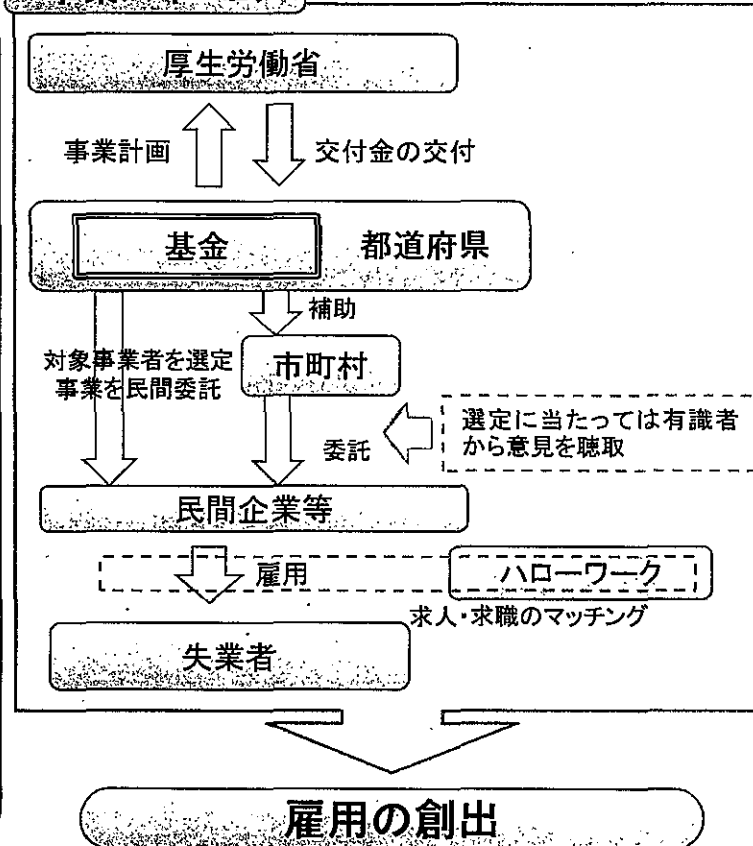
(※1) 起業には分割・合併による新会社設立は含まない。

(※2) 事業所が複数ある場合にあっては、その多くが同一都道府県内に所在する企業

【その他要件等】

- ・ 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合が1/2以上
- ・ 雇用期間は1年以内(被災求職者は複数回更新可)
- ・ 対象期間は平成25年度末まで(※平成25年度までに開始した事業は平成26年度末まで)

事業スキーム



○ 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施

○ 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）

	平成 24 年度予算額		平成 25 年度予算額
就業支援 :	4,346,047 千円	→	4,634,213 千円
生活支援 :	必置職員配置分 890,330 千円	→	812,240 千円
	(その他経費 163,938 千円	→	地域生活支援事業で対応)

(1) 趣旨

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者就業・生活支援センターにおいて障害者に対して就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。

(2) 事業内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。

- <就業支援> ○ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）、求職活動支援
○ 職場定着支援
○ 事業所に対する障害者の障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
○ 関係機関との連絡調整
- <生活支援> ○ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
○ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
○ 関係機関との連絡調整
○ 就労系サービスの利用に関するモデル事業（平成 25 年度 8 箇所）

(3) 実施箇所数

平成 24 年度 316 センター → 平成 25 年度 332 センター（予定）

(4) 補助率等

雇用（職業安定局）と福祉（障害保健福祉部）の連携事業として実施

- 就業支援（委託費）：1 箇所当たり就業支援担当者 2～6 名配置
○ 生活支援（補助金）：補助額については、当該都道府県により設定（生活支援担当者 1 名配置）（補助率 国 1/2、都道府県 1/2）

(5) 実施主体

社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人で、都道府県知事が指定した法人

(6) 申請方法

各都道府県知事が指定し、厚生労働省に推薦する

(7) 選定スケジュール

平成 25 年 2 月頃

(8) 照会窓口

- 就業支援：厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課地域就労支援室 TEL:03-5253-1111（内線 5832）
○ 生活支援：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
TEL:03-5253-1111（内線 3044）

(9) 平成 23 年度実績

実施箇所数 313 センター（平成 24 年 3 月 31 日時点）、支援対象者 94,960 人、就職件数 13,769 件

1 社会福祉施設等施設整備費

平成 24 年度予算額 平成 25 年度予算(案)
6,100,000 千円 → 5,207,000 千円

1. 事業概要

障害者総合支援法を着実に推進し、国と地方の適切な役割分担の下、地域の実情を踏まえながら、計画的なサービスの基盤整備を図る。

2. 事業内容

障害児・者が地域で安心して生活を送ることができるよう、グループホームなどの「住まいの場」の整備を進めるとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

また、障害児・者の地域移行を進めるため、生活介護や就労移行支援などの「日中活動の場」の整備を推進する。

あわせて、これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）で対象となっていた施設の改修（賃貸物件を含む）及び施設と一体的に行う大規模生産設備等の整備を補助対象に追加する。

具体的には、以下の施設整備に対して補助を行う。

- ・ 障害者の生活介護、自立訓練、就労移行支援等の日中活動に係る事業
- ・ 障害者のグループホーム及びケアホーム

これらの創設、改修等

- ・ 障害者支援施設
- ・ 障害児施設
- ・ 身体障害者社会参加支援施設 等

※ なお、地域自主戦略交付金により対応した大規模修繕等及び保護施設等の整備については、同交付金が廃止されたことから本補助金で対応。

3. 創設年度 昭和21年度

- ・ グループホーム、ケアホームについては平成20年度
- ・ 療養介護、児童デイサービス、短期入所、宿泊型自立訓練は平成22年度
- ・ 居宅介護事業所、相談支援事業所及び児童福祉法の一部改正による施設は平成24年度

4. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

5. 補助事業者 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人 等

6. 補助率 2/3（負担割合 国1/2、都道府県・市1/4、設置者1/4）

[間接補助]

自殺防止対策事業

平成25年度予算案 103,760千円

(事業概要)

平成19年6月に策定された「自殺総合対策大綱」において、民間団体の相談活動などの取組は、多くの自殺の危機にある人を援助しており、自殺対策を進める上で、不可欠であるとされている。今後、本大綱に基づき、さらに自殺対策を強力に推進するためには、国及び自治体での取組のほか、民間団体の取組についても重要である。こうした民間団体の取組に対する財政支援の充実が求められていることから、先駆的な自殺の防止等に関する活動を行う民間団体を選定し、支援するために必要な経費である。

(実施主体)

国、競争により選定

(補助率)

定額

(事業内容)

・評価委員会開催

事業実施内容の評価、検証等を行うための評価委員会の開催

・自殺予防のための電話相談事業

誰ひとり相談する人もなく、自殺など精神的危機に追い込まれる人たちに対しての電話による相談事業

・自殺予防のための講習会事業

多重債務問題や職場における人間関係問題等、自殺に繋がる問題を抱えている人たちを対象とした講習会を実施

・孤独による自殺予防のための傾聴支援員派遣事業

地域住民に身近な立場で悩みや相談を受け止め、話し相手になる傾聴支援員の養成講習を実施および支援員の派遣事業

・自殺予防のためのシェルター事業

自殺企図者等の緊急一時宿泊施設の運営

・自殺予防のためのメール相談事業

(24年度実績) 15団体

- 日本いのちの電話連盟 フリーダイヤルによる電話相談事業
- チャイルドライン 子どもの電話相談事業
- 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会 サラ金被害者の相談事業
- 心に響く文集・編集局 自殺企図者の命を救うための人命救助事業
- おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ 「グリーフ・ワーク」と「命の授業」を核にした地域における自殺対策モデルの構築事業

等

離職者訓練（委託訓練）の概要

平成25年度予定額:約318億円

対象人員:約12.1万人

1. 概要

国及び都道府県が行う公共職業能力開発施設内で行うものづくり系を中心とした訓練のほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、専修学校などの民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施しています。

2. 実施形態

委託先	専修学校・各種学校、大学・大学院、NPO、事業主、事業主団体
委託主体	都道府県（職業能力開発主管課）
訓練対象者	離職者（ハローワーク求職申込者）〔受講料：無料〕
訓練コース	例：介護サービス科、情報処理科 等
訓練期間等	標準3カ月（1カ月当たり原則100時間以上）



障害者の態様に応じた多様な委託訓練の概要

(求職障害者等のための地域における多様な職業訓練の実施)

平成25年度予定額 13億円

ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となつて、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図る。

厚生労働省

- 施策の企画・立案、予算要求・編成
- 都道府県訓練実施計画ヒアリング・都道府県への予算配賦
- 事業実施に係る助言・指導、訓練支援員の研修等の実施

(地域)

委託契約

都道府県（職業能力開発校）

職業能力開発促進法
第15条の6第3項に基づき実施

- 訓練実施計画の作成、都道府県予算編成
- 個々の障害者の態様及び地域の企業ニーズに即した多様な委託訓練の設定
- 訓練支援員の配置（障害者職業訓練コーディネーター、障害者職業訓練コーチ）
(委託訓練先の開拓・選定、訓練のコーディネート、訓練生の受講中の支援・訓練修了後の就職支援等)



委託契約

委託訓練実施機関（民間団体）

<委託先> 企業 社会福祉法人 NPO法人 民間教育訓練機関

<訓練内容>

- 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
- 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6万円が上限

<訓練コース>

- ① 知識・技能習得訓練コース（知識・技能の習得） ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース（企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上）
- ③ e-ラーニングコース（訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得）
- ④ 特別支援学校早期訓練コース（生徒を対象として、実践的な職業能力の開発・向上）
- ⑤ 在職者訓練コース（雇用継続に資する知識・技能の習得）

連携

障害者団体

特別支援学校

福祉・医療・保健機関

労働局・ハローワーク



障害者

求職
申込み

受講
あつせん

職業相談

ハローワーク

職業紹介

就職

企業

求職者支援制度について

求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
 - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
 - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
 - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者
具体的には、
 - ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
 - ・ 雇用保険の適用がなかった者
 - ・ 学卒未就職者、自営廃業者等
- が対象

訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

給付金

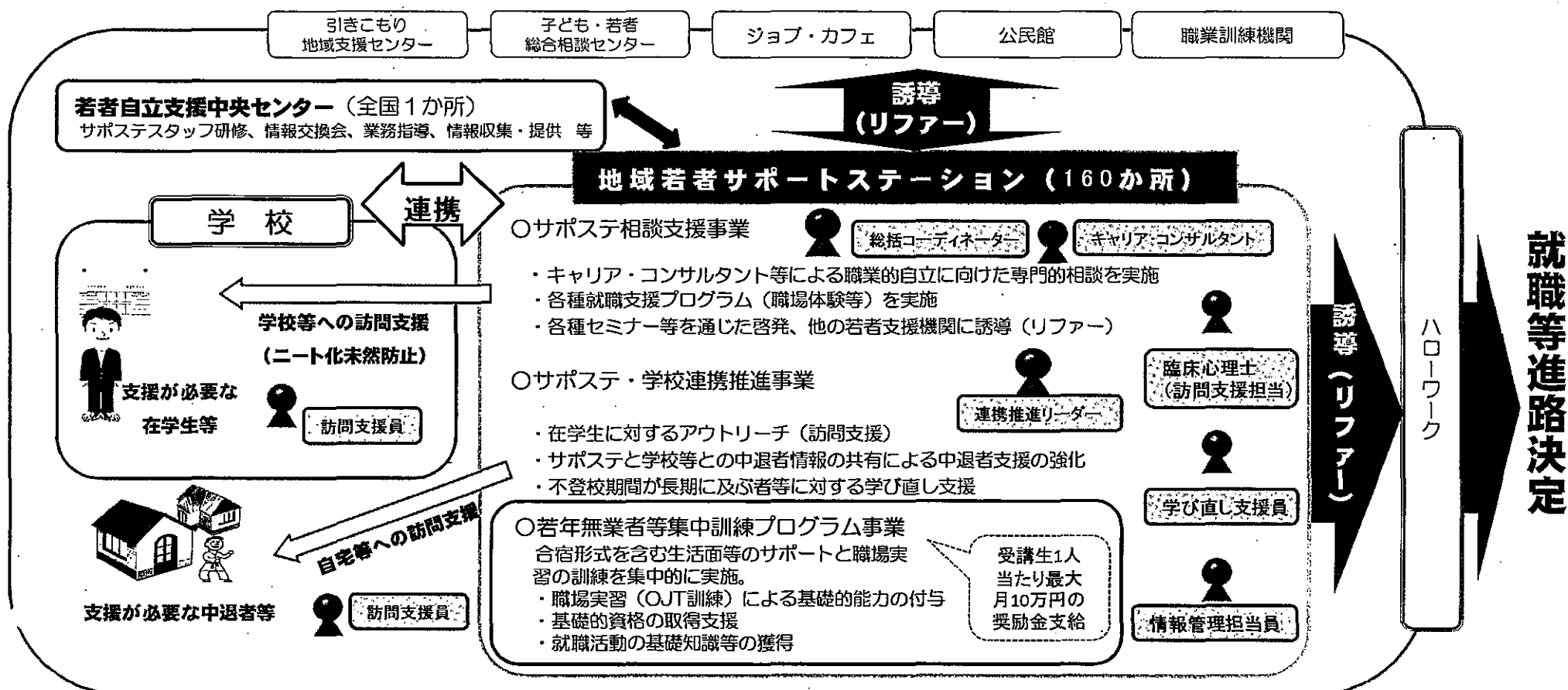
- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費(所定の額))を支給。
- 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティあり。

訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

地域若者サポートステーション事業 24年度補正予算額 60億円（0億円）

- 若者の数が減っているにもかかわらず、ニートの数は高止まりしているが、ニート等の若者の就労を支援することは、将来生活保護に陥るリスクのある層を経済的に自立させ、社会の支え手とする重要な施策である。その自立を支援するためには、各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行うことが必要。
- このため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築し、その拠点として「地域若者サポートステーション」（愛称：サポステ）を運営し、ニート等の若者の就労など進路決定に向けたサポートを行う（平成18年度より事業開始）。
- 平成24年度補正予算により、サポステの設置拠点を拡充するとともに、「サポステ・学校連携推進事業」により学校との連携を構築し、在学生・中退者支援を推進することによりニート化の未然防止等を図る。加えて、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行う「若年無業者等集中訓練プログラム事業」を実施し、ニート等の若者の就労を強力に支援する。



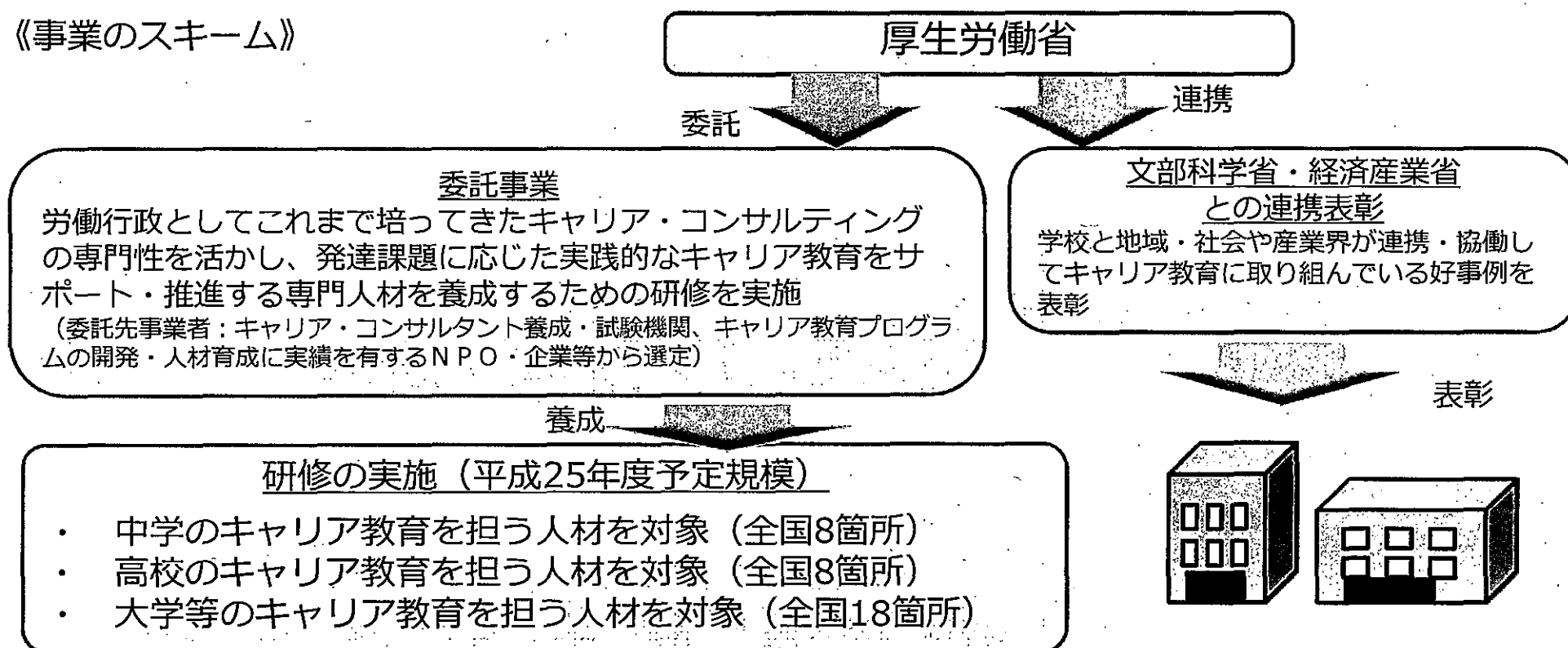
キャリア教育専門人材養成事業

平成25年度予定額 25百万円（14百万円）

《平成25年度要求のポイント》

- ・ キャリア教育を効果的に企画・運用・調整する人材の養成、外部人材（キャリア・コンサルタント等）の活用促進
- ・ 学校・産業界等によるキャリア教育に関する好事例について、新たな表彰制度を創設

《事業のスキーム》



乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

～ 一般会計 ～

（平成24年度補正予算により安心こども基金へ移行）

（主な内容）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

1. 予算額等の推移

（単位：百万円、か所（市町村数））

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度予算案
予 算 額	38,800(内数)	36,100(内数)	50,000(内数)	30,700(内数)	—
実績か所	1,512	1,561	1,613	—	—

※平成22年度までの予算額は、次世代育成支援対策交付金における予算額。

※平成23年度及び平成24年度の予算額は、子育て支援交付金における予算額。

※実績か所数は雇用均等・児童家庭局総務課調べ。

2. 事業内容

（1）生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。

② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

（2）訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

（3）訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 沿革

平成19年度 生後4か月までの全戸訪問事業創設
次世代育成支援対策交付金に計上

平成21年度 乳児家庭全戸訪問事業として児童福祉法に規定

平成23年度 子育て支援交付金に計上

平成25年度 安心こども基金へ移行（平成24年度補正予算）

4. 補助根拠

予算補助

5. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

6. 補助率

定額（1／2相当）

養育支援訪問事業

～ 一般会計 ～

(平成24年度補正予算により安心こども基金へ移行)

(主な内容)

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

1. 予算額等の推移

(単位：百万円、か所(市町村数))

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度予算案
予算額	38,800(内数)	36,100(内数)	50,000(内数)	30,700(内数)	—
実績か所	996	1,041	1,098	—	—

※平成22年度までの予算額は、次世代育成支援対策交付金における予算額。

※平成23年度及び平成24年度の予算額は、子育て支援交付金における予算額。

※実績か所数は雇用均等・児童家庭局総務課調べ。

2. 事業内容

(1) 乳児家庭等に対する支援

0歳児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して、育児支援や簡単な家事等の援助、相談・助言等の支援を行う。

(2) 不適切な養育状態にある家庭等に対する支援

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

3. 沿革

平成16年度	育児支援家庭訪問事業創設
平成17年度	次世代育成支援対策交付金に計上
平成21年度	養育支援訪問事業として児童福祉法に規定
平成23年度	子育て支援交付金に計上
平成25年度	安心こども基金へ移行(平成24年度補正予算)

4. 補助根拠 予算補助

5. 実施主体 市町村(特別区を含む。)

6. 補助率 定額(1/2相当)

地域子育て支援拠点事業

～ 一般会計 ～

(平成24年度補正予算により安心こども基金へ移行)

(主な内容)

○地域子育て支援拠点事業の機能強化(「地域機能強化型」の創設)

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設する。

1. 予算額等の推移

(単位：百万円、か所)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度予算案
予算額	(10,193)	36,100 (内数)	50,000 (内数)	30,700 (内数)	—

※21年度の予算額は、児童育成事業費(年金特別会計)における予算額。

※22年度予算額は、次世代育成支援対策交付金における予算額。

※平成23年度及び平成24年度の予算額は、子育て支援交付金における予算額。

2. 事業内容

○基本事業(下記の4事業を全て実施)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 子育て親子の交流の促進 | (2) 子育て等に関する相談の実施 |
| (3) 子育て支援に関する情報の提供 | (4) 講習等の実施 |

(1) 一般型

常設の地域子育て支援拠点を開設し、基本事業を実施する(従来のひろば型とセンター型を再編)。

(2) 地域機能強化型

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う「利用者支援」とともに、親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」の強化を支援する。

(3) 連携型

児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子のつどいの場を設け、子育て中の当時者をスタッフとして交え、子育て家庭への支援を実施する。

3. 補助根拠 予算補助

4. 実施主体 市町村(特別区を含む。)

5. 補助率 1/2

一時預かり事業

～ 一般会計 ～

(平成24年度補正予算により安心こども基金へ移行)

(主な内容)

○一時預かり事業の機能強化

子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設する。

1. 予算額等の推移

(単位：百万円、か所)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度予算案
予算額	(2,512)	36,100 (内数)	50,000 (内数)	30,700 (内数)	—
実績か所	6,027	6,366	7,254	—	—

※平成21年度の予算額は、児童育成事業費（年金特別会計）における予算額。

※平成22年度予算額は、次世代育成支援対策交付金における予算額。

※平成23年度及び平成24年度の予算額は、子育て支援交付金における予算額。

※平成23年度実績か所は、交付決定ベース。

2. 事業内容

(1) 保育所型

保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、保育所において就学前の児童を一時的に預かる。

(2) 地域密着型

保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、多様なサービス提供主体が駅前等の利便性の高い場所や地域子育て支援拠点施設において就学前の児童を一時的に預かる。

3. 沿革

平成22年度 一時的保育事業創設

平成21年度 一時預かり事業として児童福祉法に規定
地域密着型を創設

平成22年度 次世代育成支援対策交付金に計上

平成23年度 子育て支援交付金に計上

平成25年度 安心こども基金へ移行（平成24年度補正予算）

4. 補助根拠 予算補助

5. 実施主体 市町村（特別区を含む。）

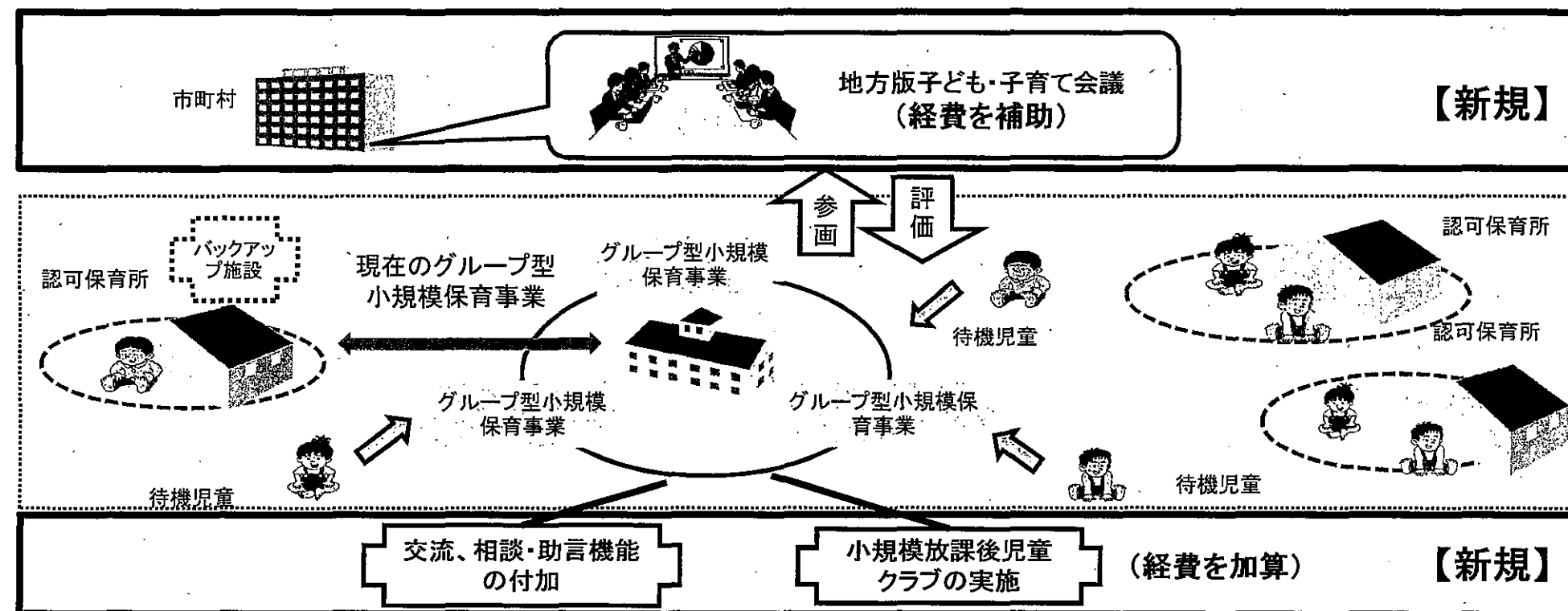
6. 補助率 1/2

「地域型保育・子育て支援モデル事業」の概要

【大都市モデル】（待機児童を50人以上抱える特定市町村などを想定） ※25市町村程度

- 待機児童を多く抱える人口集中地域において、現在、実施している「グループ型小規模保育事業」をベースとして実施する。
- 具体的には、下記の補助により、住民の多様なニーズにきめ細かく応えとともに、新たに配置された職員との連携・協力により、「グループ型小規模保育事業」の円滑な実施を図る。
 - ① 子育て当事者等が参加する「地方版子ども・子育て会議」を設置する経費
 - ② 「交流、相談・助言機能」や「小規模放課後児童クラブ」（10人未満）を併せて設置するのに必要な経費

<イメージ>



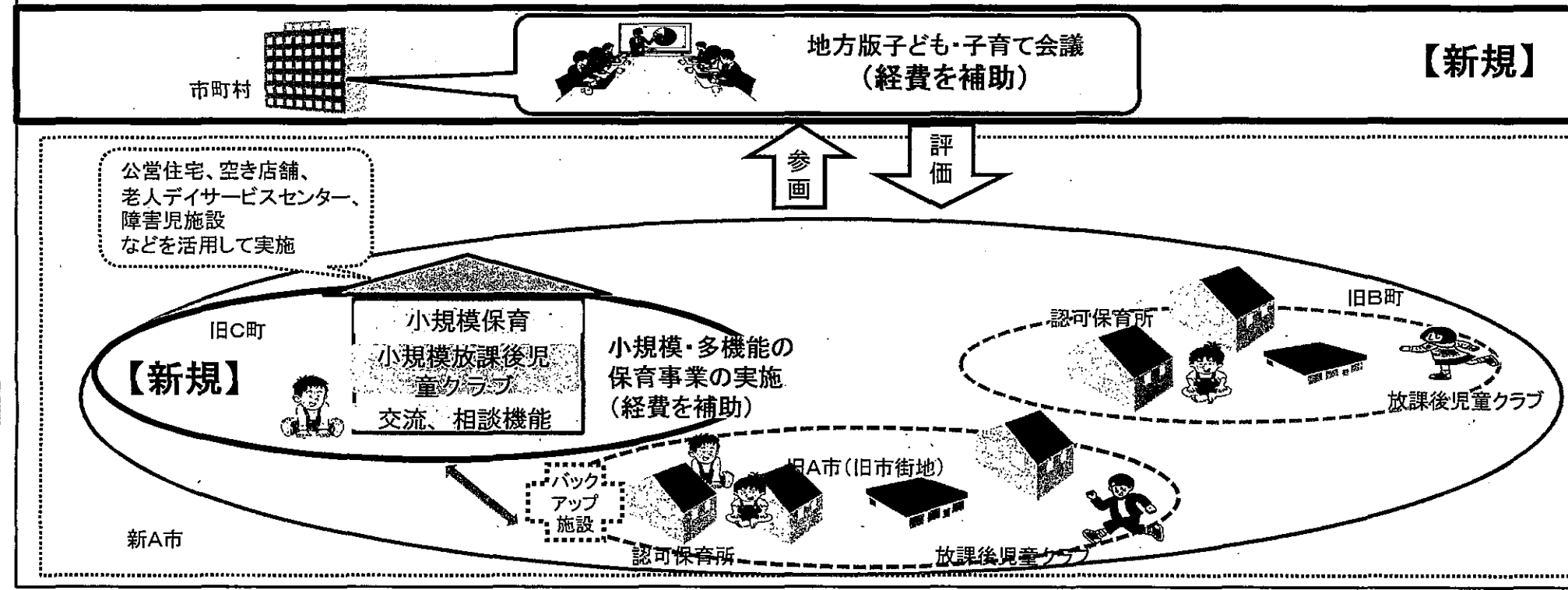
【一般市町村モデル】（合併により市域が拡大した市町村などを想定）※150市町村程度

- 合併により市域が拡大した市町村などでの保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善するため、既存施設（公営住宅・老人デイサービスセンター、障害児施設等）の活用により、小規模な保育事業（20名未満）を実施する。
- その際、「地方版子ども・子育て会議」を設置するとともに、「交流・相談」や「小規模放課後児童クラブ（10人未満）」の機能も持たせることとし、住民の多様なニーズに対応しながら、それらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模保育事業の円滑な実施を図る。

（補助の例）

- ◆ 地方版子ども・子育て会議等費（会場借料、賃金職員雇い上げ費等）
- ◆ 小規模保育（定員18名）、小規模放課後児童対策（10名未満）、交流・相談助言
・常勤保育士・非常勤保育士・調理師・嘱託医手当・事業費（保育材料費、保健衛生費等）・賃借料

<イメージ>



放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

【現状】(クラブ数及び児童数は平成24年5月現在)

- クラブ数 21,085か所 (参考: 全国の小学校約21,166校)
- 登録児童数 851,949人 (全国の小学校1～3年生約328万人の23%程度＝約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 7,521人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,429か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)
⇒平成26年度末までに111万人(小学校1～3年生の32%＝3人に1人)の受入児童数をめざす

【事業に対する国の助成(児童育成事業費(特別会計)から事業実施市町村への補助)】

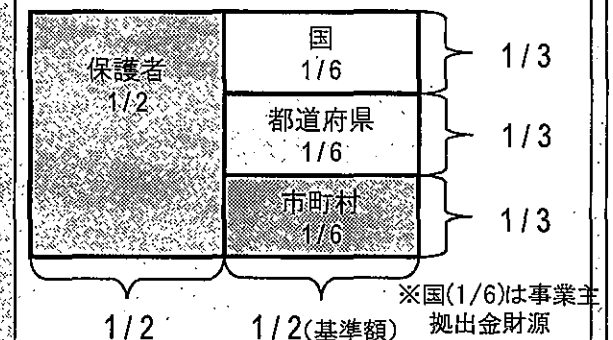
○平成25年度予算案 315.8億円(平成24年度予算 307.7億円)

【主な内容】

- 運営費 (279.3億円 → 287.4億円)
 - ・保育の利用者が引き続き放課後児童クラブを利用できるよう箇所数の増を図る。(26,310か所 → 27,029か所)
 - ・1クラブ当たりの基準額(児童数40人の場合)
319.1万円(総事業費638.2万円) → 336.0万円(総事業費672.0万円)※
※研修受講のための費用等を新たに計上

- 整備費 (28.3億円 → 28.3億円)
 - ・放課後児童クラブを新たに設置するための創設整備(基準額:2,150.4万円)のほか、耐震化に対応するための改築、大規模修繕及び受入枠の拡大に繋がる拡張の整備区分を追加。
 - ・また、学校の余裕教室等の改修によるクラブ室の設置や、大規模クラブの解消を図るための改修等に必要な費用を支援する。(基準額:700万円※)
※備品購入のみの場合は、基準額:100万円

(参考)運営費の費用負担の考え方



子育て支援サービス事業費等

1. 趣旨

民間企業や NPO 等による放課後児童クラブの整備や、子育て親子の交流・相談支援事業を行う際に必要な整備費を助成すること等により、仕事と子育ての両立支援、子育てに優しい環境づくりの推進、企業の子育て支援に関する取組を促進し、もって児童の健全育成及び資質の向上を図る。

2. 事業内容

民間企業や NPO 等が行う放課後児童クラブの整備などの取組を実施するための経費を助成する。

【主な内容】

- ・放課後児童クラブ・子育て支援のための拠点施設整備事業
- ・事業所内保育施設環境づくり支援事業

3. 実施主体

財団法人 こども未来財団

4. 平成25年度予算額（案）

225百万円

5. 補助率

定額補助（10／10相当）

6 照会窓口

こども未来財団事業部事業振興課（03-5510-1832）

ボランティア育成支援等事業費

1. 趣旨

地域の子育て支援の担い手である子育て NPO 等の民間活動を支援するために、子育て NPO 指導者や子育てサークルリーダーのための研修会やセミナーを開催することにより、地域における多様な子育て支援策の充実を図る。

2. 事業内容

子育て NPO 指導者や子育てサークルリーダー等の育成と資質の向上を図るための研修等を開催し、その経費を助成する。

【主な内容】

- ・子育て支援者向け研修事業
- ・地域子育て支援拠点研修事業

3. 実施主体

財団法人 こども未来財団

4. 平成25年度予算額（案）

82百万円

5. 補助率

定額補助（10／10相当）

6 照会窓口

こども未来財団事業部研修事業課（03-5510-1832）

がん検診従事者研修事業

現状と課題

現在我が国では、乳がんが女性のがん罹患率の第1位となっており、年間約5万人以上が発症、約1万2千人が死亡し、年々増加する傾向にある。

対応策

市町村（特別区を含む。）において実施するマンモグラフィによる乳がん検診（以下「マンモグラフィ検診」という。）を促進し、乳がん検診の受診率を向上させるため、マンモグラフィ検診に従事する医師及び診療放射線技師に対して、更に十分な知識・技術を修得させるための研修を実施することにより、乳がん患者の早期発見、死亡率の減少に資することを目的とした事業を行う。

事業内容

- 〔マンモグラフィ撮影技師養成研修、マンモグラフィ読影医師養成研修〕
- ・研修期間は1開催当たり、少なくとも2日間開催すること。
 - ・1開催当たりの定員は50名以下とすること。なお、50名を超える場合においても、50名毎を一単位として以下の要件を満たすこと。
 - ・研修内容は特定非営利活動法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会（以下「精中委」という。）が実施する認定講習会と同等の内容とすること。
 - ・講師の選定は精中委が実施する認定講習会と同等の者とすること。
 - ・開催場所は研修会を行える十分な広さ、設備を備えていること。
 - ・本事業の研修を修了した者については、原則として、精中委が実施するマンモグラフィ技術評価試験を受験させるものとする。

その他

実施に当たっては、研修事業が確実に実施できる体制を確保すること。
申請時期は、各年度、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱発出時に期限設定される。

がん臨床試験基盤整備事業

平成 25 年度予算額（案） 100,000千円

1. 要求要旨（目的）

多くのがんに対する標準治療は、化学療法・手術・放射線療法を組み合わせた集学的治療であるが、製薬企業による治験のみではがん治療の進歩は十分に達成されず、研究者主導臨床試験が不可欠である。

各種がんに対する標準的治療の確立のため、集学的治療などに関する研究者主導臨床試験を推進するとともに、臨床研究コーディネーター（CRC）やデータマネージャーを雇用し、質の高い研究者臨床試験の実施基盤の整備・強化を図る。

2. 事業内容

CRCやデータマネージャーを雇用し、質の高い研究者主導臨床試験の実施基盤の整備・強化を行う。

3. 実施主体 NPO 法人等

4. 補助率 定額（10／10相当）

H I V感染者等のN G O等への支援事業

1. 事業目的

H I V感染者や同性愛者等で構成されるN P O・N G Oによる活動を支援し、効果的に当事者性のあるH I V感染予防の普及啓発や患者支援を図ることを目的としている。

2. 事業内容

- ・コミュニティセンターにおいて男性同性愛者（MSM）等向けの予防啓発活動を行う。
- ・陽性者支援のための電話相談事業を行う。
- ・MSM向けのH I V検査を実施する。

3. 補助率等

定額（10／10）

4. 実施主体

民間団体等

5. 公募スケジュール・申請方法

①同性愛者等のH I Vに関する相談・支援事業（コミュニティセンター分）

平成25年2月 6日公告

平成25年2月15日説明会

平成25年3月12日企画書提出期限

②同性愛者等のH I Vに関する相談・支援事業（HPによる検査相談体制等情報提供）

平成25年2月 6日公告

平成25年2月15日説明会

平成25年2月28日企画書提出期限

③H I V陽性者等のH I Vに関する相談・支援事業（ピア・カウンセリング等による支援事業）

平成25年2月 6日公告

平成25年2月15日説明会

平成25年3月 8日企画書提出期限

④H I V陽性者等のH I Vに関する相談・支援事業（関西地域における支援事業）

平成25年2月15日公告

平成25年2月21日説明会

平成25年3月 8日企画書提出期限

6. 照会窓口

厚生労働省健康局疾病対策課 TEL 03-5253-1111(内線2358)

7. 平成25年度予算（案）／平成24年度予算額

139百万円の内数 ／ 153百万円の内数

実践的な予防活動支援事業

1. 事業の目的

地域において健康づくりに取り組む公益法人・NPO法人等の活動を支援することにより、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備する。

2. 事業概要

健康づくり活動に取り組む公益法人やNPO法人等のボランティアを活用した自由かつ主体的な発想に基づく活動について、公募を行い、優れた事例について活動を支援するとともに、事例収集及びその効果検証を行う。

3. 実施主体 公益法人、NPO法人等の民間団体（公募により選定）

4. 補助率 定額（10／10相当）

5. 照会先 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）について

平成24年度予算額 平成25年度予算額（案）
 4,406,000千円 → 4,014,768千円

1 目 的

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）」により、都市型軽費老人ホームや施設内保育施設の整備、市町村における先進的な取組み等に対する支援を行う。

2 事業内容

（1）既存事業

上記交付金の事業メニューを着実に実施するための所要額を確保する。
 （主な交付単価）

事業区分	単位	交付基準単価	
		24年度	25年度（案）
都市型軽費老人ホーム整備事業	整備床数	150万円	同左
施設内保育施設整備事業	施設数	1,000万円	同左
市町村提案事業	施設数	3,000万円	同左

（2）新規事業（事項要求）

高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人などの非営利組織の活動の場となる「地域支え合いセンター」のモデル的な整備を実施する。

（交付単価）

事業区分	単位	交付基準単価（案）
地域支え合いセンター整備事業	施設数	3,000万円 （新築の場合）
		650万円 （既存施設の改修の場合）

3 実施主体 市区町村

4 補助率 定 額

5 備 考

○平成24年度をもって地域自主戦略交付金（内閣府所管）が廃止されることに伴い、指定都市分についても、平成23年度以前と同様、ハード交付金において支援を行う。平成24年度予備費において、平成25年度の介護基盤の整備等に必要な経費として513.6億円を計上し、総額として、24年度予算（44.1億円）を上回る、553.7億円を確保したところ。

地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）について

平成24年度予算額

平成25年度予算額（案）

1,310,000千円 → 1,110,000千円

1 目的

地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るため、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）」と相まって地域密着型サービス等の導入に必要な不可欠な設備やシステムに要する経費などに対して支援する。

2 事業内容

上記交付金の事業メニューを着実に実施するための所要額を確保する。
（主な交付単価）

事業区分	単位	交付基準単価	
		24年度	25年度（案）
定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業	施設数	2,000万円	1,000万円
都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業	整備床数	30万円	同左
訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	施設数	300万円	同左

3 実施主体 市区町村

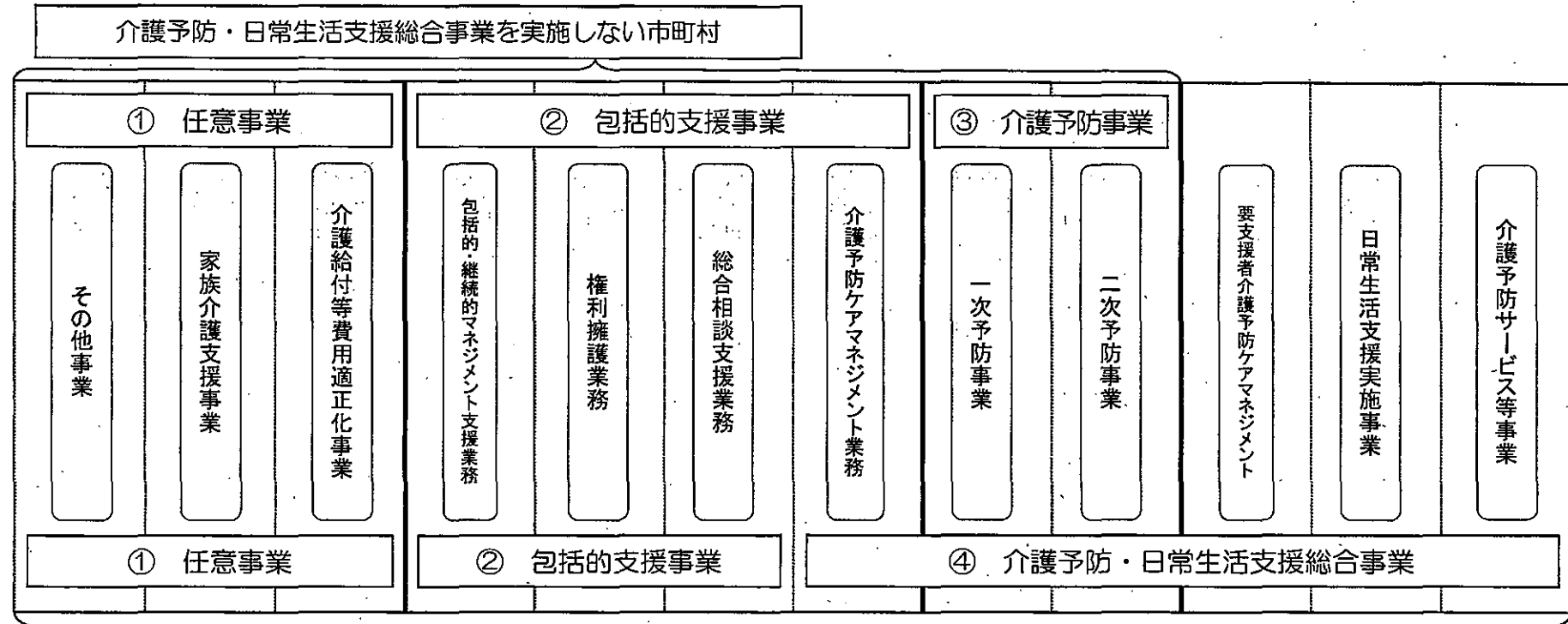
4 補助率 定 額

5 備 考

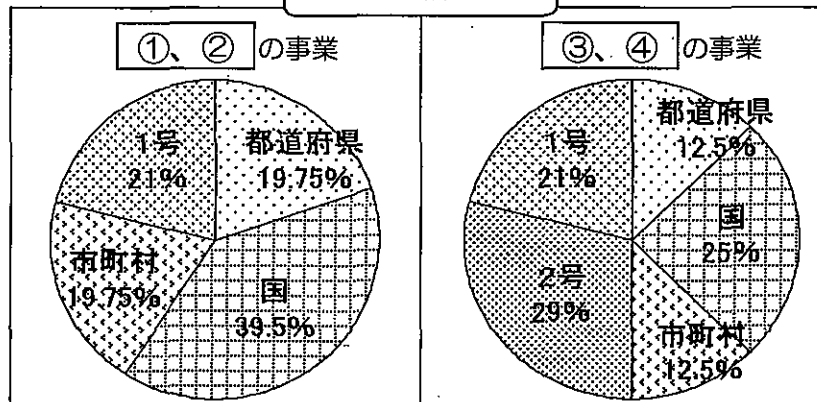
平成24年度予備費において、定期巡回・随時対応サービスに必要な経費について、平成25年度以降に事業の開始を予定していた事業者の計画の前倒し等に対応するため、4億円を計上し、総額として、24年度予算（13.1億円）を上回る、15.1億円を確保したところ。

地域支援事業について

○ 要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、市町村において「地域支援事業」を実施。



財源構成



介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村

※ 事業の実施規模は、給付見込額に対する以下の割合

○ 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村（3%+1%以内）

・ 「介護予防・日常生活支援総合事業」……………（2%+1%以内）

・ 「包括的支援事業」+「任意事業」……………（2%以内）

注）介護予防ケアマネジメント業務は、介護予防・日常生活支援総合事業として実施

○ 介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村（3%以内）

・ 「介護予防事業」……………（2%以内）

・ 「包括的支援事業」+「任意事業」……………（2%以内）

樺太等残留邦人集団一時帰国事業

1 事業概要

樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援するものです。

2 具体的な事業内容

- (1) 樺太等残留邦人の一時帰国及び永住帰国希望についての実態の把握
 - ・ 樺太現地事務所による残留邦人の帰国についての意向調査の実施
 - ・ 調査結果をもとに帰国日程等の調整
- (2) 一時帰国した残留邦人の身元を引き受け、親族に代わって滞在期間中の世話を行う
 - ・ 一時帰国の日程の立案、交通機関の予約
 - ・ 出入国の際の送迎、上陸地オリエンテーションの実施
 - ・ 在日親族訪問に係る連絡調整、引率、通訳の派遣
 - ・ 関係自治体や関係機関との連絡調整
 - ・ 宿泊・訪問先、見学施設等への引率、通訳

3 事業受託の条件等

- (1) 本事業は、①ロシア語が堪能な職員を確保できること、②樺太の現地に事務所を置くことができること等を条件とし、NPO法人等に委託して実施することとしています。
- (2) 25年度の年間帰国予定人数は、概ね68世帯111人です。

4 予算額等

(単位：百万円)									
予算額						対象NPO法人数			備考
23 年度		24 年度		25 年度予算案		23 年度	24 年度	25 年度	
合計	うちNPO 法人活用分 (委託契約額)	合計	うちNPO 法人活用分 (委託契約額)	合計	うちNPO 法人活用分				
39	39	38	38	39	NA	1	1	NA	公募により 選定

5 問い合わせ先

社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室帰国・受入援護係 TEL03-5253-1111(内線 3465)

中国残留邦人等地域生活支援事業

1 事業概要

地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支援を促進する事業です。

2 具体的な事業内容

NPO法人等と連携をとりながら以下の事業等を行っています。

(1) 身近な地域での日本語教育支援事業

・中国残留邦人等が日本語学習を希望する場合に、安定的な日本語学習教室等の開催や学習内容の充実を図るための支援を行います。

(2) 地域で実施する日本語交流事業

・中国残留邦人等が地域で孤立することを防止すること等を目的とした日本語交流事業の開催を支援します。

3 事業受託の条件等

本事業は、日本語が不自由なため地域社会にうまくとけ込めないなど、中国残留邦人等の方々の抱える事情を理解し、その心情に配慮した支援、取組を行うことができるNPO法人等に委託することとしています。

4 予算額等

(単位：百万円)									
予算額						対象NPO法人数			備考
23 年度		24 年度		25 年度予算案		23 年度	24 年度	25 年度	
合計	うちNPO 法人活用分	合計	うちNPO 法人活用分	合計	うちNPO 法人活用分				
20,000 の内数	20,000 の内数	23,724 の内数	23,724 の内数	25,000 の内数	25,000 の内数	NA	NA	NA	地方自治体 が選定

5 問い合わせ先

社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室地域支援係

TEL03-5253-1111 (内線 3463)

事業を実施したい場合は、最寄りの都道府県市区町村担当窓口まで

地域生活支援推進事業

1 事業概要

全国7ヶ所に設置している中国帰国者支援・交流センターでは、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活動するNPO法人等との連携を推進し、活動を援助しています。

2 具体的な事業内容

NPO法人等と連携・協力し、次に掲げるような取組を行います。

- ① 中国帰国者等の健康増進、介護予防を目的とする活動
- ② 中国帰国者等に対する交流・学習支援 等

3 事業受託の条件等

- (1) 本事業は、日本語が不自由なため地域社会にうまくとけ込めないなど、中国残留邦人等の方々の抱える事情を理解し、その心情に配慮した支援、取組を行うことができるNPO法人等に委託することとしています。
- (2) 各中国帰国者支援・交流センターがNPO法人等の選定を行っています。

4 予算額等

(単位：百万円)									
予算額						対象NPO法人数			備考
23 年度		24 年度		25 年度予算案		23 年度	24 年度	25 年度	
合計	うちNPO 法人活用分	合計	うちNPO 法人活用分	合計	うちNPO 法人活用分				
8	8の内数	8	8の内数	8	8の内数	NA	NA	NA	平成 22 年度から開始の事業 各センターが選定

5 問い合わせ先

社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室地域支援係
TEL03-5253-1111 (内線 3463)

海外未送還遺骨情報収集事業

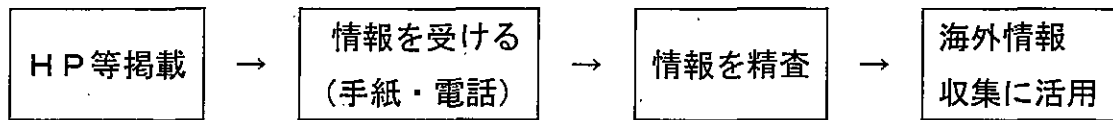
1 事業概要

海外に残存する日本人戦没者の遺骨の情報について、日本国内及び現地において情報を収集し、遺骨情報に基づいた調査を行います。

2 具体的な事業内容

(1) 国内情報収集

① 未送還遺骨情報保有者から情報収集



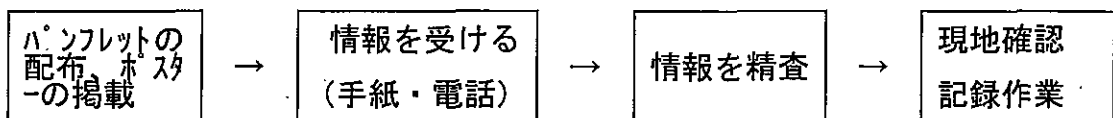
※必要に応じ面談

② 内容精査及び派遣計画の策定

(2) 海外情報収集

実施内容

① 現地住民等から情報収集



※必要に応じ面談

② 記録の精査及び報告書の作成

【5地域において情報収集】

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア
⑤旧ソ連地域

3 事業受託の条件等

本事業は、慰霊事業の趣旨をよく理解し、事業の履行が確実であること等を条件とし、選定することとしています。

4 予算額等

(単位:百万円)									
予算額						対象NPO法人数			備考
23年度		24年度		25年度予算案		23年度	24年度	25年度 予算案	
合計	うちNPO 法人活用分	合計	うちNPO 法人活用分 (委託契約額)	合計	うちNPO 法人活用分				
108	0	123	13	130	N A	0	1	N A	企画競争により 選定

5 問い合わせ先

社会・援護局援護企画課外事室外事企画係 TEL03-5253-1111 (内線3478)

遺骨帰還等派遣費補助事業

1 事業概要

海外等で戦没した日本人の遺骨帰還等に民間協力者が参加する際の旅費を補助します。また、民間団体等が行う慰霊友好親善事業に対し補助を行います。

2 具体的な補助内容

(1) 遺骨帰還等事業

政府遺骨帰還団に参加する遺族等に対し旅費相当額を補助（10/10）

(2) 慰霊巡拝事業

政府慰霊巡拝団に参加する遺族に対し旅費相当額を補助（1/3）

(3) 慰霊友好親善事業

戦没者遺児が旧主要戦域を訪れ、同地域に居住する先の大戦の関係者等と共に友好親善及び慰霊追悼を行うための経費を補助（定額）

3 事業受託の条件等

(1) 本事業は、遺骨帰還等事業の趣旨を理解し、現地の事情に精通し、きめ細かな支援を行うことができると認められるNPO法人等に、旅費等の補助を行っています。

(2) 遺骨帰還等事業について、平成24年度は28回派遣しています。

4 予算額等

(単位:百万円)									
予算額						対象NPO法人数			備考
23年度		24年度		25年度予算案		23年度	24年度	25年度 予算案	
合計	うちNPO 法人活用分	合計	うちNPO 法人活用分 (交付決定額)	合計	うちNPO 法人活用分				
367	8	365	18	365	N A	2	2	N A	平成23年度から公募 型方式に変更

5 問い合わせ先

社会・援護局援護企画課外事室経理係 TEL03-5253-1111（内線4510）

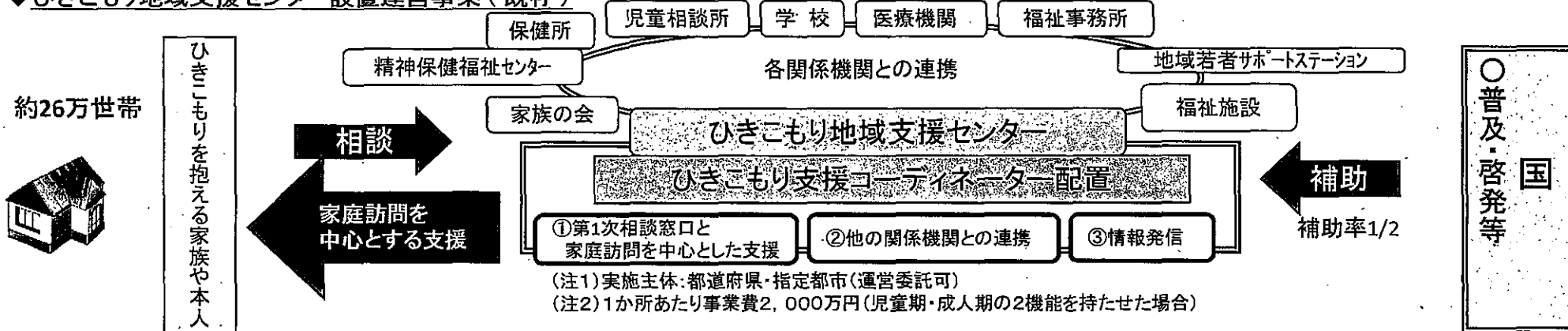
ひきこもり対策推進事業の拡充

平成25年度予算案 : セーフティネット支援対策等事業費補助金250億円の内数

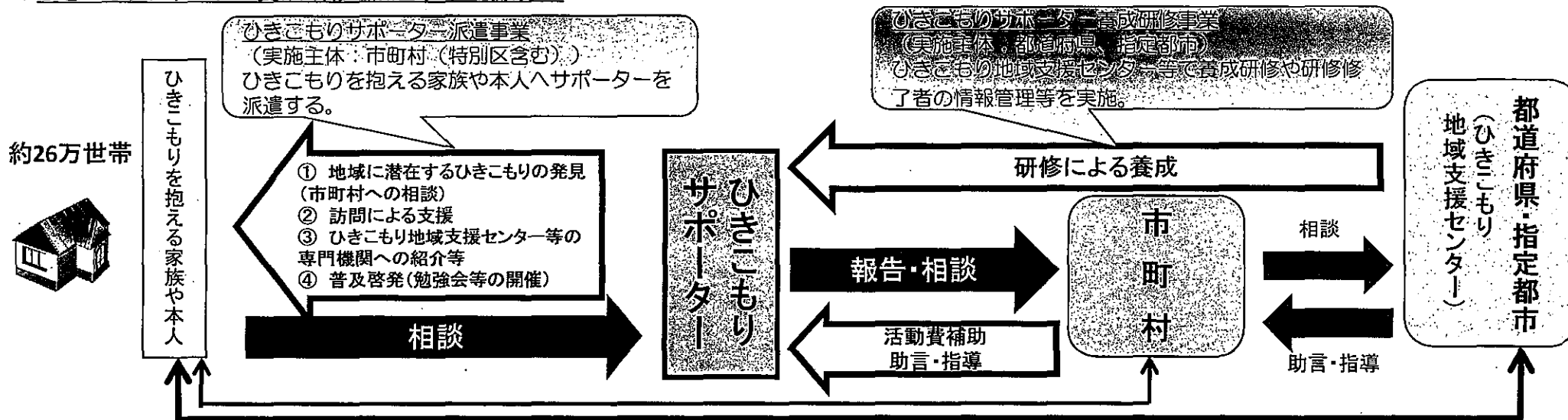
【要求要旨】

- 各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を平成21年度から整備(平成25年2月現在:38ヶ所設置済み)してきたが、今後もさらに設置を促進する必要がある。
- ひきこもりに関しては、ひきこもりの長期化・高齢化や、それに伴うひきこもりを抱える家族や本人からの多様な相談にきめ細かく対応できていないのではないか、当事者による支援(ピアサポート)や訪問などが十分に行われていないのではないか、等の課題がある。
- そのため、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や本人に対するきめ細やかな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」(=ひきこもり家族等の当事者(ピアサポート)等含む)を養成し、派遣する事業を行う。

◆ひきこもり地域支援センター設置運営事業(既存)

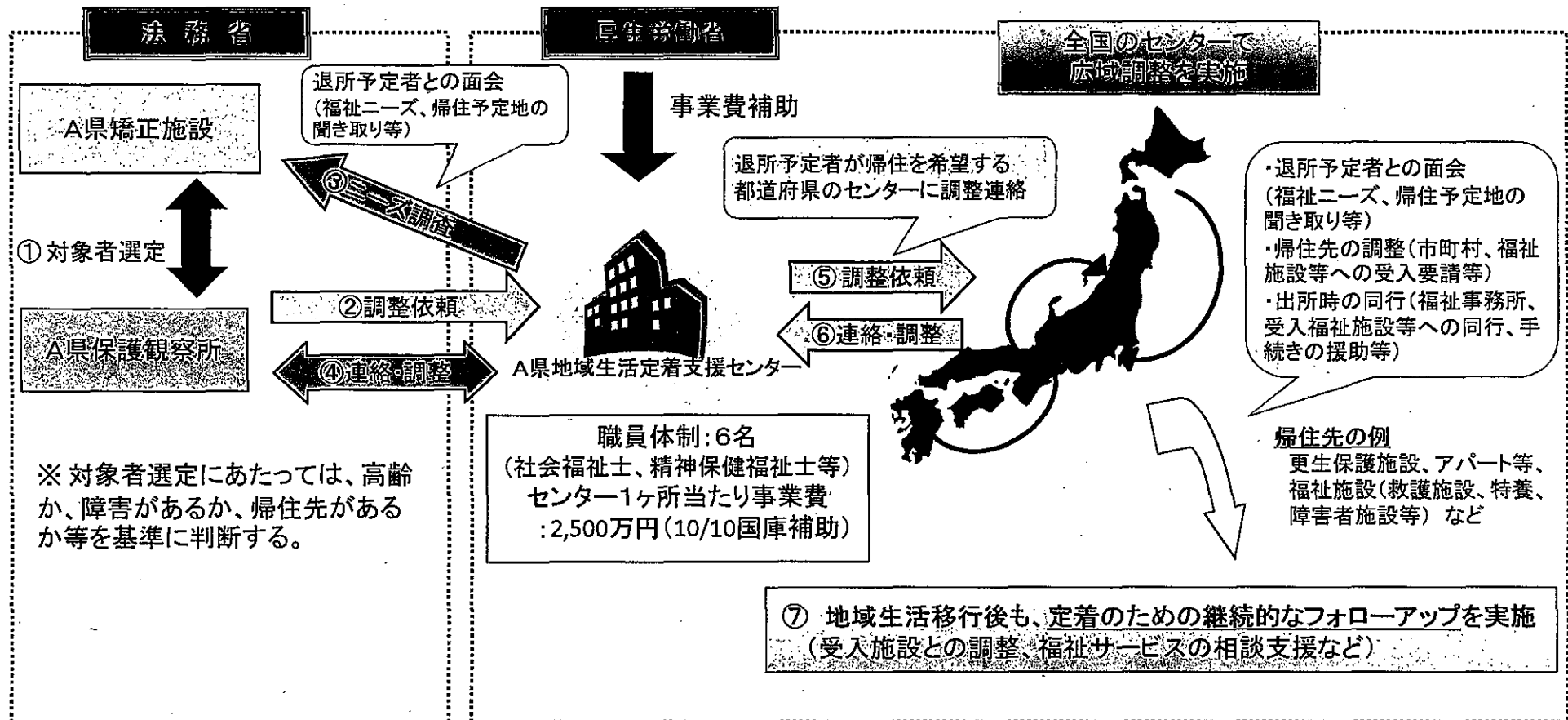


◆ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業(新規)



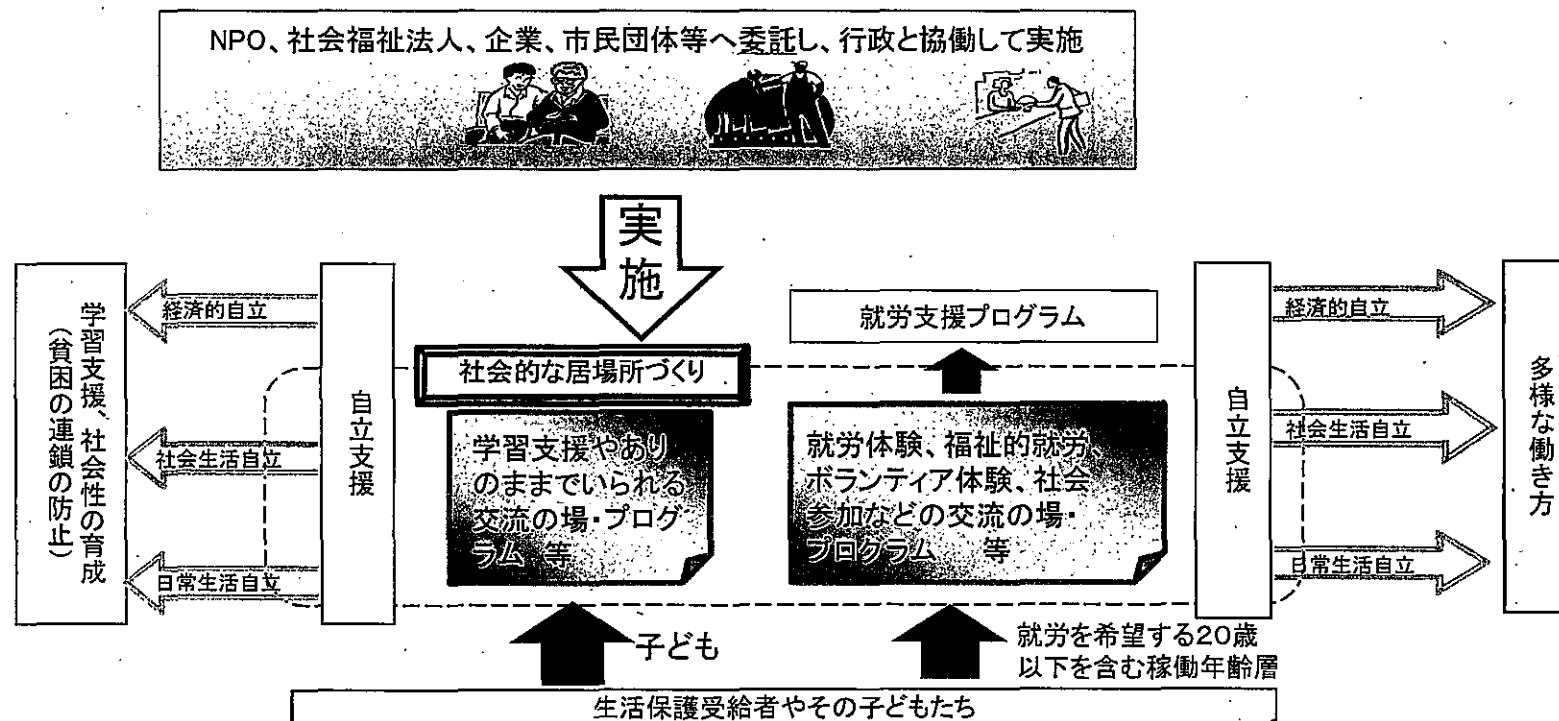
地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。受入先に帰住
(平成23年度は延べ1041名のコーディネートを実施し、うち500名が受入先に帰住)



生活保護受給者の「社会的な居場所づくり支援事業」

「新しい公共」と言われる企業、NPO、市民等と行政との協働により、社会から孤立する被保護者に対する様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子どもに対する学習支援を行うなど、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。



(参考)社会的居場所づくりの例

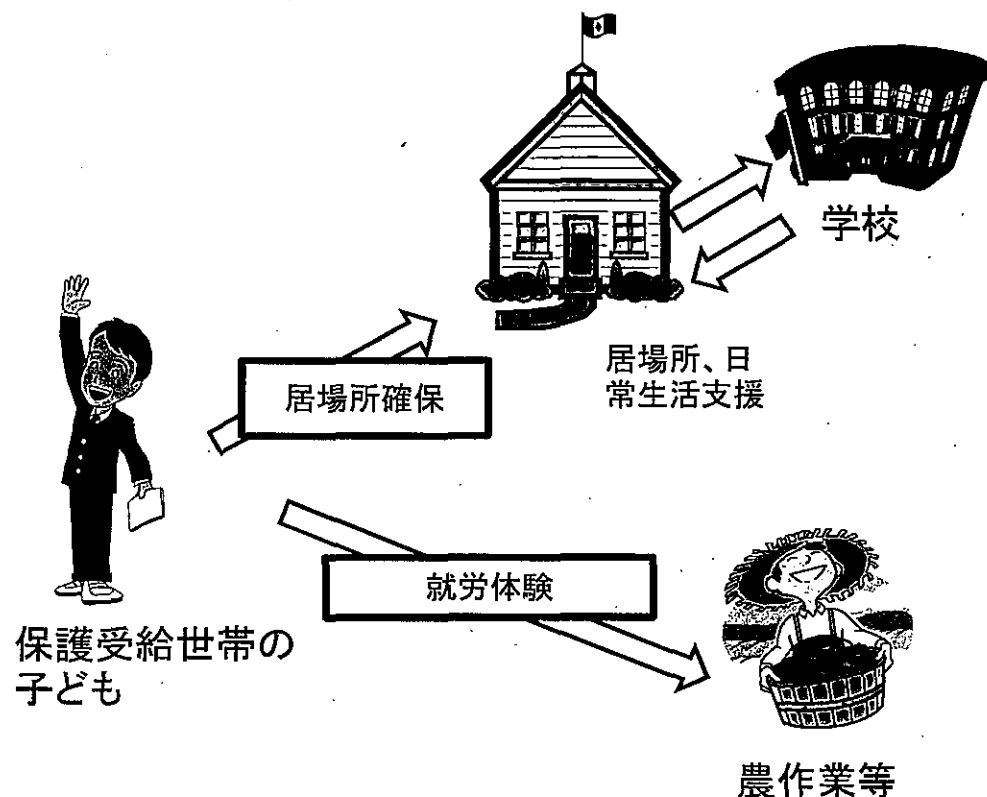
- 就労体験、福祉的就労、ボランティア体験、社会参加などの交流の場、プログラム 等
 - 作業所ボランティア: 知的障害者施設において、知的障害者の方とコミュニケーションをとりながら作業の補助を行う
 - ヘルパー同行: 介護事業所の介護職員に同行して高齢者宅を訪問し、介護の補助を行う
 - 公園管理ボランティア: 公園緑化協会の協力のもと、公園管理業務を行う
 - インターンシップ: 民間事業所で産業廃棄物の選別作業を行う
- 学習支援やありのままでいられる交流の場、プログラム 等
 - 子どもの学習支援: 生活保護受給世帯の中学3年生を対象に、高校受験のための学習支援教室を開催し、学力向上及び社会性の育成を図る
 - 子どもの健全育成: 日常的な生活習慣、引きこもり、不登校など子どもに関する課題を抱える世帯に対して支援を行う

【平成25年度から新たに実施予定】

生活保護の子どもの貧困対策支援の充実（「貧困の連鎖」の防止）

【考え方】

- 生活保護世帯の子どもが大きくなって保護を受けるという「貧困の連鎖」は克服すべき課題。
- 従前からの学習支援、日常生活支援、養育支援、高校の中退防止に加え、居場所確保の強化や、長期休暇時の就労体験を通じた更なる日常生活の支援が必要。



【概要】

<就業前・放課後の居場所機能の強化>

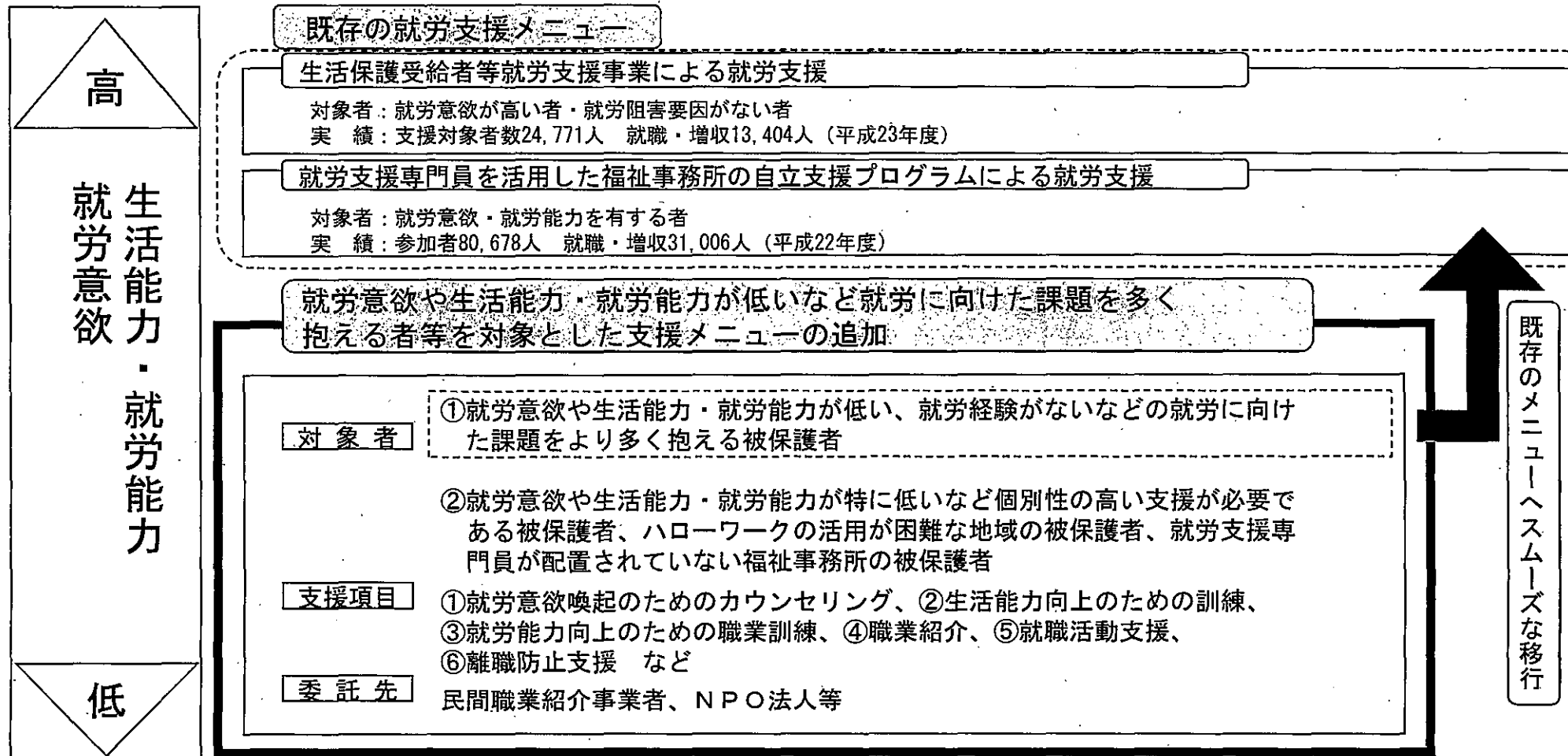
- 子どもの生活習慣をつけるためには、朝食を摂り、毎日学校へ登校すること、放課後も引き続き社会性をつけることが必要。
- そのため、子どもが就業前、終業後も通え、その場所で日常生活に必要な支援を全般的に行う居場所の提供を強化する。

<就労体験の実施>

- 長期休暇中等に、日常生活習慣を身につけるとともに、更に就労活動の基礎となるよう、
 - ・ 農作業等の活動を通じた就労の体験
 - ・ 「働く大人」像の実体験の場を提供する。

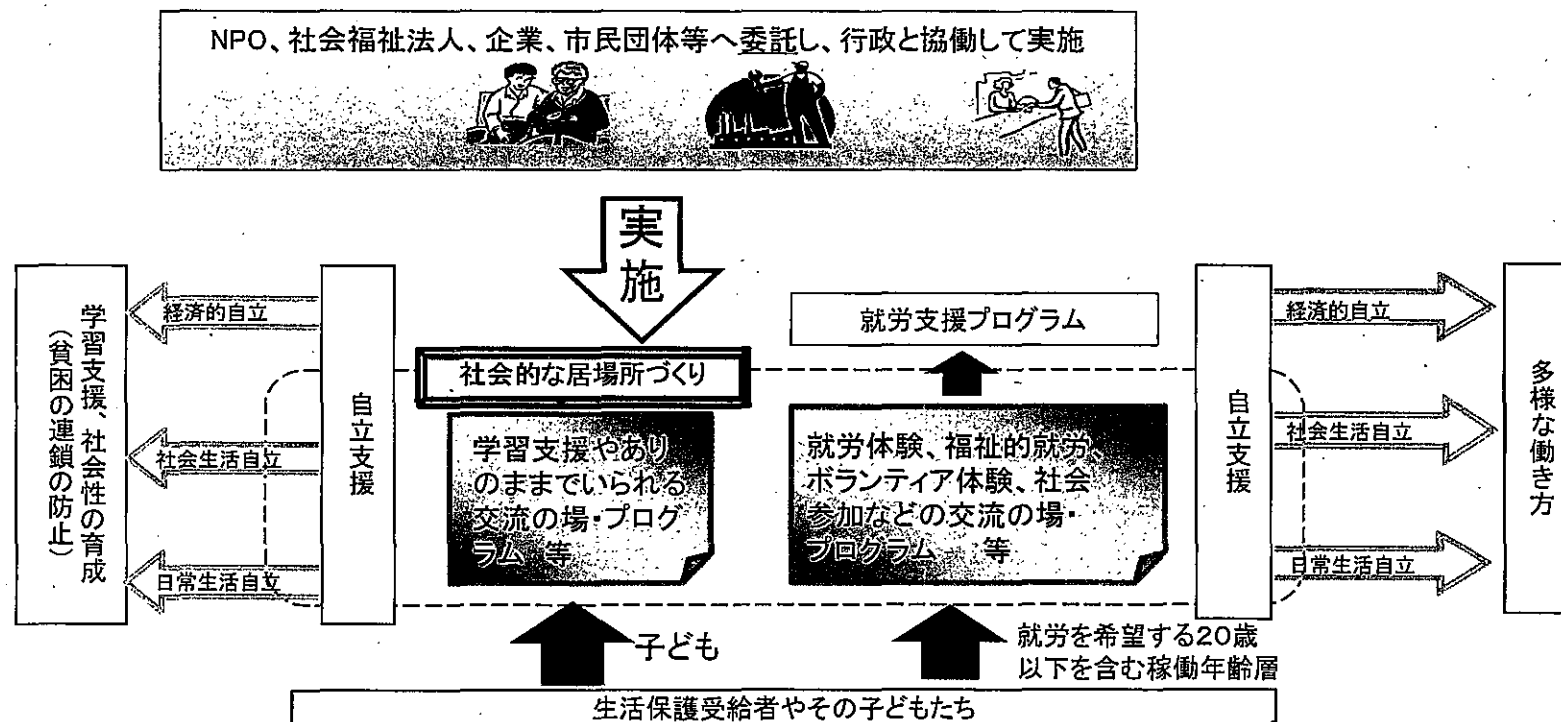
就労意欲喚起等支援事業について ～概要～

- 就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対し、就労意欲の喚起をはじめとした総合的な支援を実施する就労意欲喚起等支援事業を平成21年度より実施。



生活保護受給者の「社会的な居場所づくり支援事業」

「新しい公共」と言われる企業、NPO、市民等と行政との協働により、社会から孤立する被保護者に対する様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子どもに対する学習支援を行うなど、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

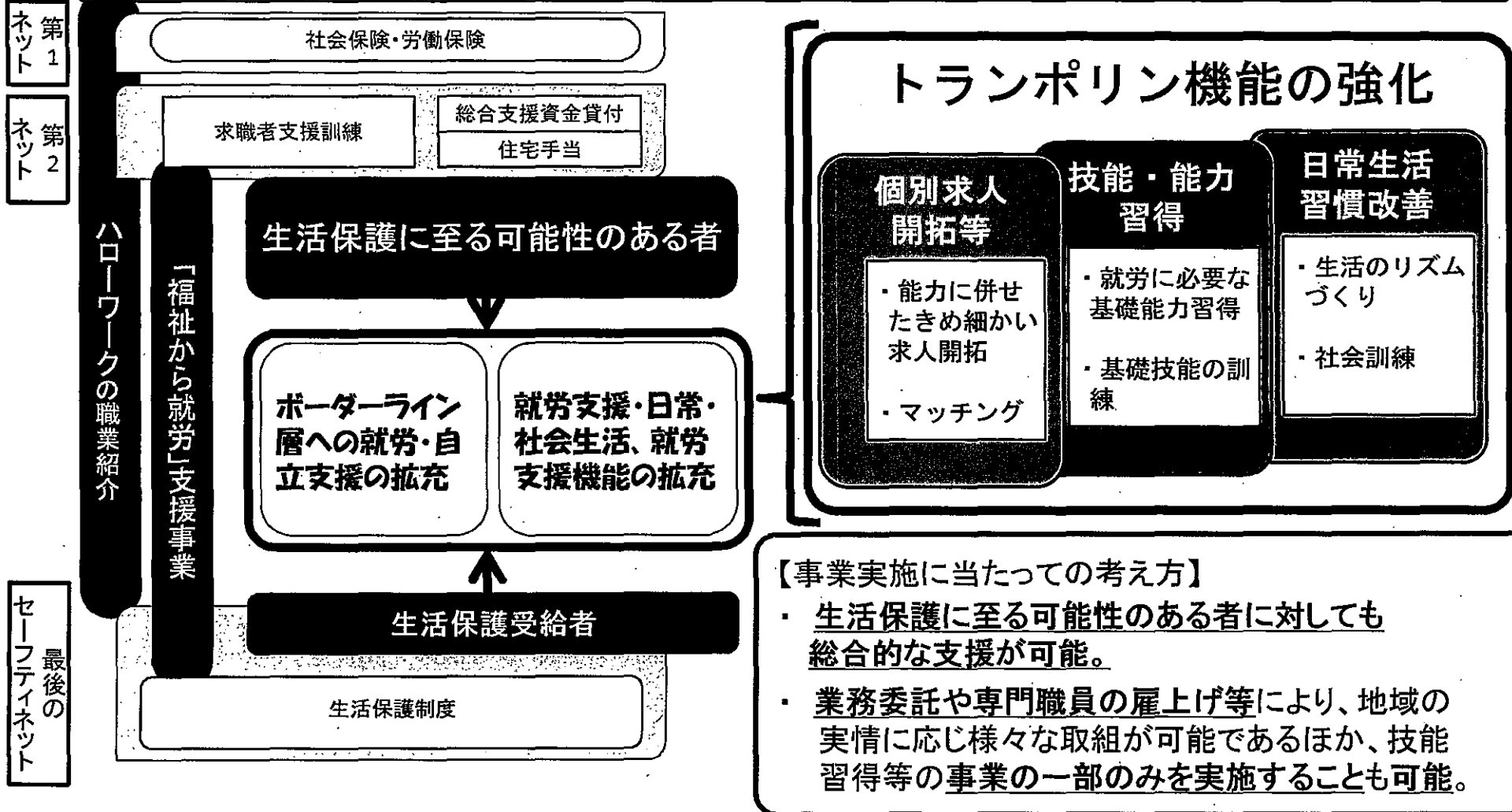


(参考) 社会的居場所づくりの例

- 就労体験、福祉的就労、ボランティア体験、社会参加などの交流の場、プログラム 等
 - 作業所ボランティア: 知的障害者施設において、知的障害者の方とコミュニケーションをとりながら作業の補助を行う
 - ヘルパー同行: 介護事業所の介護職員に同行して高齢者宅を訪問し、介護の補助を行う
 - 公園管理ボランティア: 公園緑化協会の協力のもと、公園管理業務を行う
 - インターンシップ: 民間事業所で産業廃棄物の選別作業を行う
- 学習支援やありのままでいられる交流の場、プログラム 等
 - 子どもの学習支援: 生活保護受給世帯の中学3年生を対象に、高校受験のための学習支援教室を開催し、学力向上及び社会性の育成を図る
 - 子どもの健全育成: 日常的な生活習慣、引きこもり、不登校など子どもに関する課題を抱える世帯に対して支援を行う

- 生活保護に至る可能性のある者及び生活保護受給者であって、従来の就労支援のみでは就労が困難な者を対象に、日常生活から個別求人開拓までのきめ細かい支援を総合的かつ段階的に実施。

就 労 自 立



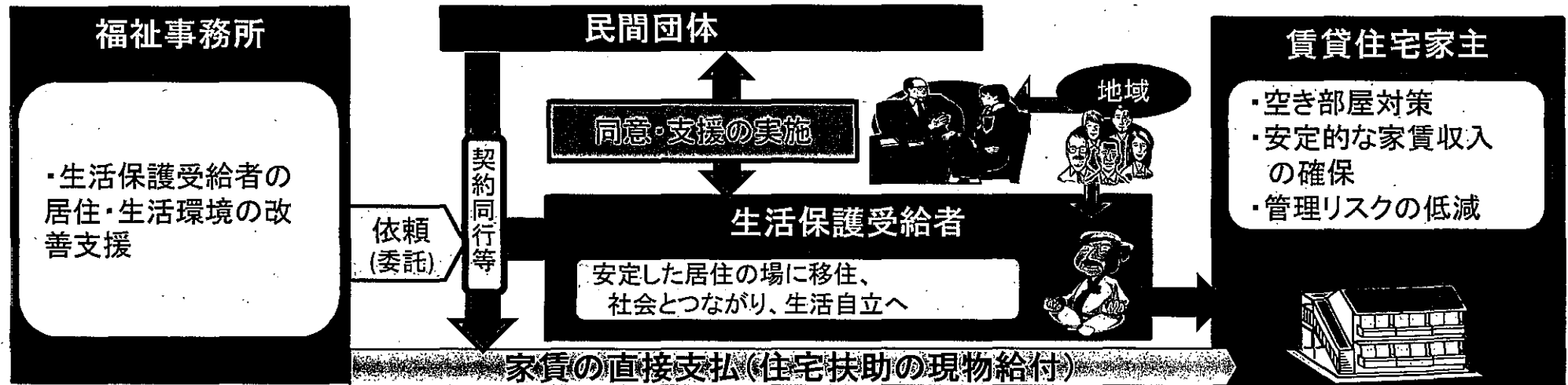
生活保護受給者への居住支援

【考え方】

- 住宅扶助の代理納付の仕組みを利用して、家賃滞納のリスク解消という大家に対するメリットと引換に既存民間住宅ストックへの生活保護受給者の受入を促進する。
- あわせて、地域に円滑に定着できるかといった大家の不安や、代理納付した場合、本人と大家の間で解決すべき日常生活上の課題についてまで自治体での対応を求められる状況があることに鑑み、この居住支援を地域で見守り活動を行う民間団体に委託する。
- この場合、高齢・独居の多い生活保護受給者の一定の日常生活支援・相談を行ってもらうことにより、孤立防止や地域での生活をできる限り継続することが可能となることも見込める。

【概要】

- 住宅への入居を希望する生活保護受給者に対し、不動産業者への同行や現地確認による民間アパートへの入居支援を行う。
- 家賃の代理納付を促進する。
- 受給者が地域に円滑に溶け込めるように支援する。
 - ・入居している受給者に対する見守り
 - ・地域で活動する団体への加入、ボランティア活動への参加等を受給者に働きかけ 等



地域福祉等推進特別支援事業

(項) 地域福祉推進費

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金

250億円の内数

- 地域社会における今日的課題の解決をめざす、先駆的・試行的に取り組み対する支援を行い地域福祉の推進を図る。

- 【実施主体】 ①都道府県、指定都市、市区町村（委託可）
②都道府県、指定都市、市区町村が適当と認める団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人等）
③国が公募したものについては採択された法人

- 【補助率】 ①・②については、国1／2、都道府県（指定都市、市区町村）1／2
③については、国10／10

(参考)

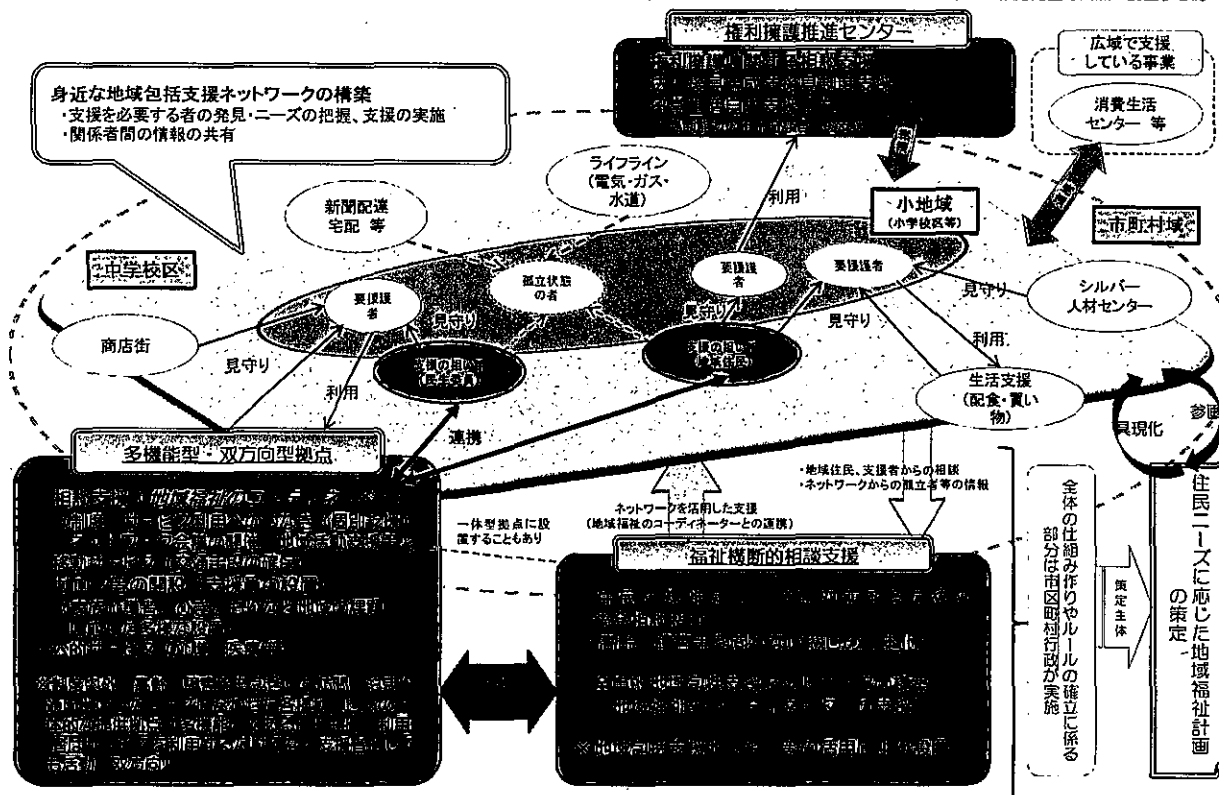
<イメージ例>

- ・災害時の要援護者支援に向けた取り組み
- ・学童の通学安全確保のための地域の取り組み
- ・企業、大学、研究機関等と連携した地域再生の取り組み
- ・孤立死、徘徊等の予防に向けた取り組み
- ・団塊の世代など退職者の地域福祉活動促進に向けた取り組み
- ・熱中症の予防に向けた取り組み

安心生活基盤構築事業

○ 住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、誰もが社会との「絆」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、「安心生活創造事業」の基本理念（抜け漏れのない把握、漏れのない支援、自主財源の確保）を引き継ぐとともに、これまでの安心生活創造事業の成果・課題を踏まえ、分野横断的な相談支援体制の構築や権利擁護の推進等を実施する総合的な取組へと拡充して実施。（平成25年度予算額（案）：セーフティーネット支援対策等事業費（250億円）の内数）

地域における社会的孤立防止体制の構築イメージ ※地域福祉のコーディネーターを多機能型・双方向型の拠点に配置する例



①安心生活創造事業

○実施主体：市区町村

○補助率：定額（@1,000万円（人口規模に応じて増額）、選択事業を実施する場合は+@1,000万円）

(1) 基本事業

- ・抜け漏れのない実態把握
- ・社会的な孤立者等の所在及びニーズ把握
- ・抜け漏れのない支援の実施
- ・買い物支援等の生活支援サービスやサロン等の居場所づくりの実施
- ・地域福祉の調整役（コーディネーター）の配置 等
- ・自主財源の確保
- ・寄付や物販等を通じた財源の確保
- ・住民参加を促進するための普及啓発
- ・参加を促すイベントや研修による人材確保 等

(2) 選択事業（基本事業の上乗せとして実施）

- ・高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談支援体制の構築
- ・多機能型・双方向型の包括的サービス拠点の設置
- ・権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置 等

○5年間の有期補助（補助単価は逡減）

○平成25年度は100市区町村（170校区）程度を対象

②日常生活自立支援事業

○日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な者への契約等の支援

○実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会

○補助率：1/2

安心生活創造事業成果報告書（H24. 8）※平成21年度～23年度のモデル事業の成果・課題等を収載

【今後重要と考えられる取組み】

- ①社会的孤立を防ぐための官民間わなない多様な主体との連携・協働
- ②総合的な相談支援体制の確立
- ③地域福祉計画の策定
- ④契約支援・権利擁護の必要性
- ⑤要援護者も社会参加・自己実現できる仕組み

社会的包摂・「絆」再生事業

(ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業分)

(項) 地域福祉推進費

(目) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金

120億円の内数

1. 目的

ホームレスやホームレスとなるおそれのある方、あるいはニートやひきこもりなど地域で孤立した生活を営む生活困窮者（東日本大震災被災者も含む）に対して、総合相談や緊急一時宿泊施設の提供、生活再建等にかかる事業をNPO等民間支援団体と自治体が連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

2. 事業内容

(1) ホームレス自立支援事業等

ホームレスやホームレスとなるおそれのある方に対して巡回相談や自立支援センターでの生活相談・指導及び職業相談などを行うことにより、地域生活への復帰、路上化予防、再路上化防止を図る。

(2) NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業

自治体とNPO等民間支援団体が連携し、生活困窮者（東日本大震災被災者も含む）に対して総合相談、安心して過ごせる居場所の確保及び生活支援を一体的に実施し、生活困窮者等の地域生活への復帰を図る。

当事業は、NPO等民間支援団体が都道府県から助成を受け、実施主体となることができる。

3. 実施主体 地方自治体等

4. 補助率 10/10